

(議案第 1 号、別紙)

第 3 次知立市一般廃棄物処理基本計画

(改定版)

知 立 市

目 次

第 1 章 総論	5
第 1 節 計画の目的	5
第 2 節 計画の期間	5
第 3 節 計画の位置付け	6
第 4 節 上位計画	7
第 5 節 計画の対象区域及び範囲	8
第 2 章 地域の概要	9
第 1 節 市の概要	9
【ごみ処理基本計画編】	
第 3 章 ごみ処理の現状と課題	15
第 1 節 ごみ処理行政の沿革	15
第 2 節 分別区分と排出量	18
第 3 節 ごみ処理体制	20
第 4 節 ごみ処理の課題	28
第 4 章 基本目標	40
第 1 節 基本目標	40
第 2 節 市民・事業者・行政の役割	41
第 5 章 基本目標の実現に向けた基本施策	42
第 1 節 基本方針	42
第 2 節 数値目標	43
第 3 節 ごみ発生抑制・資源化等のための施策	45
第 6 章 将来のごみ処理体制	57
第 1 節 ごみ処理方法	57
第 2 節 その他ごみの処理に関し必要な事項	59
第 3 節 進行管理計画	59
【生活排水処理基本計画編】	
第 7 章 生活排水処理の現状と課題	63
第 1 節 生活排水処理の現状	63
第 2 節 生活排水処理の課題	67
第 8 章 目指すべき将来の姿	68
第 1 節 基本方針	68
第 2 節 処理主体	68
第 3 節 生活排水処理の目標	69
第 4 節 生活排水処理の取り組み	72

第 1 章 総論

第 1 節 計画の目的

近年、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を見直し、物質循環を確保して、天然資源の保全や環境負荷を低減する「循環型社会」の実現が求められています。国においても循環型社会形成推進基本計画の策定や各種法整備等により取り組みを推進してきました。平成 30 年度(2018 年度)には第四次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、循環型社会の形成に向けた取り組みを進め、3R などの資源生産性を高める取り組みを一層強化していき、循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取り組み等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げています。

知立市においても、平成 28 年度(2016 年度)に策定した「第 3 次知立市一般廃棄物処理基本計画」(以下「既存基本計画」)に基づき、ごみの減量や資源化の推進等、資源循環の取り組みを推進してきましたが、策定から 5 年が経過し、さらにごみの収集方法や処理方法を変更したこと、国の計画をはじめ社会の状況も変化していることなどから、さらなるごみの減量化・資源化、適正な処理などを目指していくものです。

- * 1) リデュース(発生抑制)：物を大切に使い、ごみを減らす
 - * 2) リユース(再使用)：使える物は、繰り返し使う
 - * 3) リサイクル(再生利用)：ごみを資源として再び利用する

第 2 節 計画の期間

計画の期間は、平成 29 年度(2017 年度)を初年度とし、令和 8 年度(2026 年度)を目標年度とします。なお、毎年計画の進捗状況を調査・評価するとともに、概ね 5 年ごともしくは計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に計画自体の見直しを行います。

第 3 節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第 6 条第 1 項の規定に基づき、自治体が総合的、長期的視点に立って、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるもので、廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

この計画は、一般廃棄物のごみに関する「ごみ処理基本計画」、し尿・生活雑排水に関する「生活排水処理基本計画」とから構成され、その策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年（2016 年）9 月 15 日付環廃対発第 1609152 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）、「生活排水処理基本計画策定指針」（平成 2 年（1990 年）10 月 8 日付衛環第 200 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）及び「愛知県廃棄物処理計画」（令和 4 年（2022 年）2 月策定）に基づくものとします。

また、本市が策定した「第 6 次知立市総合計画（以下「総合計画」という。）」及び「知立市環境基本計画」を上位計画として位置付けています。

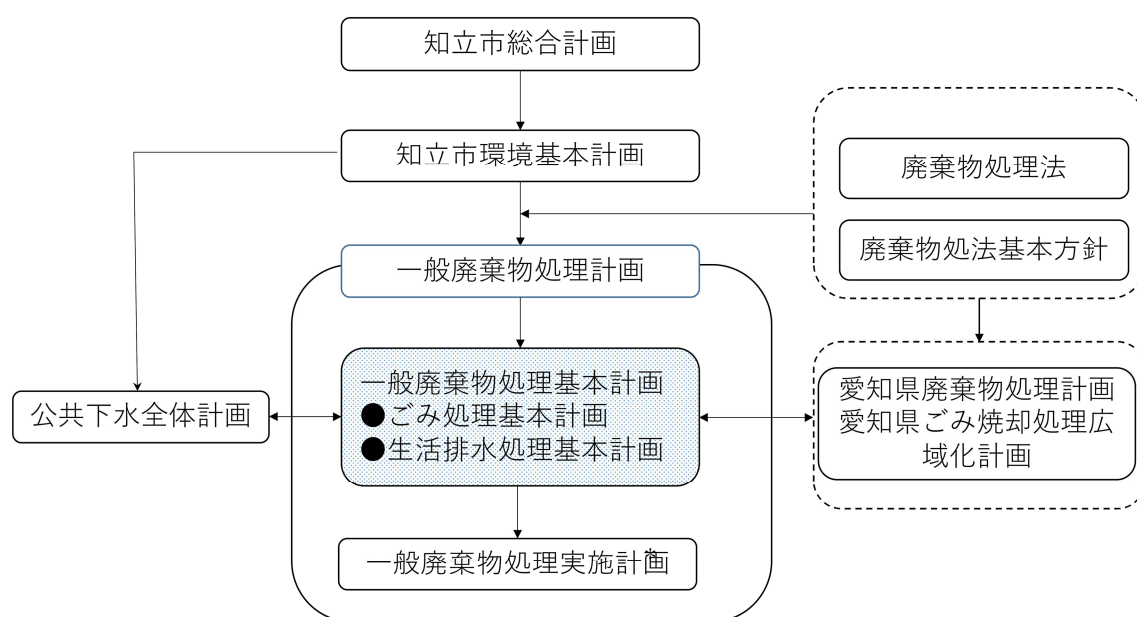


図 1-1 一般廃棄物処理計画の構成と基本計画の位置付け

* 一般廃棄物処理基本計画が市の中長期的なごみ処理施策を定めたものであるのに対し、一般廃棄物処理実施計画は一般廃棄物処理基本計画に基づき、より具体的にごみ処理施策の実施内容を定めたもので、毎年策定するものです。

第 4 節 上位計画

4-1 第 6 次知立市総合計画

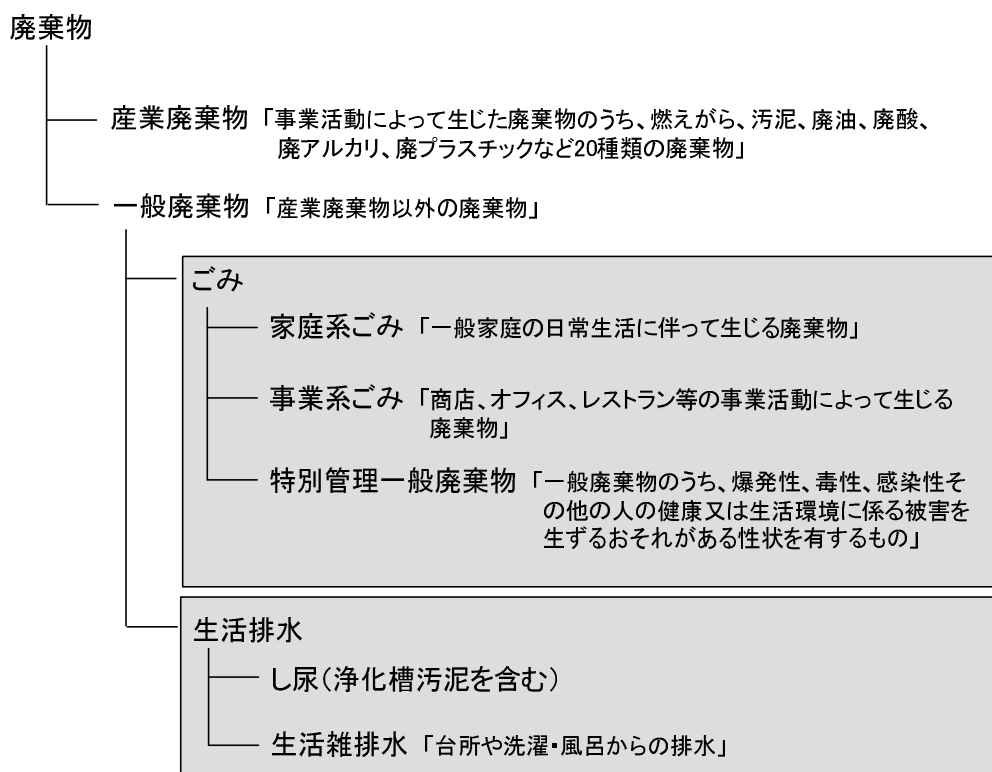
計画書名	第 6 次知立市総合計画
計画の期間	平成 27 年度（2015 年度）～ 令和 6 年度（2024 年度）
基本理念	1. 人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり 2. 人々が集う交流のまちづくり 3. 次代を担う子どもを豊かに育むまちづくり 4. 互いに人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり 5. 芸術や文化を大切にするまちづくり
将来像	『輝くまち みんなの知立』～安らぎ・にぎわう 住みよさを誇れるまち～ をめざして
推計人口	令和 7 年（2025 年）74,459 人、令和 12 年（2030 年）75,625 人
一般廃棄物 関係	【基本理念】 1. 人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり 【政策】 4. 環境にやさしいまちづくり 【施策】 1. 循環型社会・エコライフ ○ごみの分別収集、減量化の推進 ・資源となる家庭ごみの分別を促進するために、わかりやすい分別マニュアルの作成、広報やホームページによる情報発信、分別についての出前講座の開催を積極的に行い、環境に配慮した資源の循環を進めます。 ・レジ袋削減のためのマイバッグ運動推進とともに、「無駄なものを買わない・もらわない」という意識や行動を行政・市民・事業者が共有して実践することにより、家庭や事業者から出るごみの減量を図ります。 ○ごみの再資源化、リサイクルの推進 ・地域のごみ集積所を通じて回収されるビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装ごみ等について、適正なリサイクルルートに乗せ再利用、再資源化を推進します。 ・家庭における生ごみ処理機器の設置補助、食用廃油の回収を行い、生ごみや食用廃油の再資源化を促進します。 ・リユースマーケットの開催、リサイクル情報の発信等を通じて、まだ使える家庭の不用品の再利用を促進します。 【施策】 2. 環境保全・公害防止 ○不法投棄の防止 ・不法投棄防止看板の設置、広報やホームページへの掲載等を通じて不法投棄防止の啓発活動を推進するとともに、地域と協力した監視パトロール活動、不法投棄防止監視カメラの活用、通報体制の整備により、不法投棄監視体制の充実を図ります。 ・不法投棄やポイ捨てがしやすい場所を減少させるため、地域の清掃活動や空き地の適正管理等を促進し、ごみのないきれいな地域づくりを図ります。 【基本理念】 2. 人々が集う交流のまちづくり 【政策】 1. 住みたくなるまちづくり 【施策】 4. 上水道・下水道 ○公共下水道の整備推進、接続の促進 ・市街化区域内を中心に、公共下水道の整備区域を拡大し、汚水・雨水整備を推進します。 ・公共下水道事業に対する市民の理解を深めるとともに、未水洗化世帯の実態把握や水洗化に至らない理由の分析等を行うことにより、下水道接続の促進に努めます。

4-2 知立市環境基本計画

計画書名	知立市環境基本計画
計画の期間	平成30年度(2018年度)～令和9年度(2027年度)
基本目標	1. 低炭素で豊かに暮らせるまちづくり（気候変動の緩和と適応） 2. 豊かな自然があふれるまちづくり（生物多様性の保全と持続可能な利用） 3. 資源を大切にするまちづくり（資源循環の促進と廃棄物抑制） 4. 安全で健康に暮らせるまちづくり（大気・水環境の保全と健康対策） 5. 学びやつながりを大切にするまちづくり（環境情報や環境教育などの政策基盤）
将来像	だれもが健康で豊かに暮らせる環境のまち・知立
目標値	1人1日当たり家庭ごみ排出量 665g/人・日以下(令和9年(2027年)) リサイクル率 20.0%以上(令和9年(2027年))
一般廃棄物関係	【基本目標】3. 資源を大切にするまちづくり（資源循環の促進と廃棄物抑制） ○ごみを減量する 家庭や事業所において、ごみを出さずに豊かに生活するため、引き続き情報提供やリユースマーケット等の取り組みを進めます。 ○資源の循環利用を進める リサイクルを積極的に進めるため、分別や資源回収に向けた取り組みを強化します。さらなる資源循環を促進するため、生ごみ処理や、たい肥化事業の支援を行います。 ○まちの美化を心がける 身近なまちの環境を美化し、ごみの落ちていないまちづくりを実現するため、クリーンサンデー等の見直しなど、美化活動を積極的に後押しします。

第5節 計画の対象区域及び範囲

計画の対象区域は本市内全域とし、その範囲は一般廃棄物の排出から分別収集・運搬、中間処理、最終処分までとします。



※ が本計画における対象廃棄物

図 1-2 対象となる廃棄物

第 2 章 地域の概要

第 1 節 市の概要

本市の概要として、本市の位置、人口、産業などの状況を示します。

1-1 位置

本市は、中部圏の中核都市である名古屋市の南東約 25km の愛知県中心部に位置し、豊田市、安城市、刈谷市に隣接しています。市域は東西約 5.8km、南北は約 4.6km、総面積は 16.31km² とまとまった市域を有しています。

地形は、平坦で矢作川によって形成された西三河平野の碧海台地の北縁部に位置し、逢妻川、猿渡川の沖積層地帯と碧海台地の洪積層地帯の平地で構成されています。河川は、北部の境川水系と南部の猿渡川水系の 2 水系があり、本市を南北に流れています。

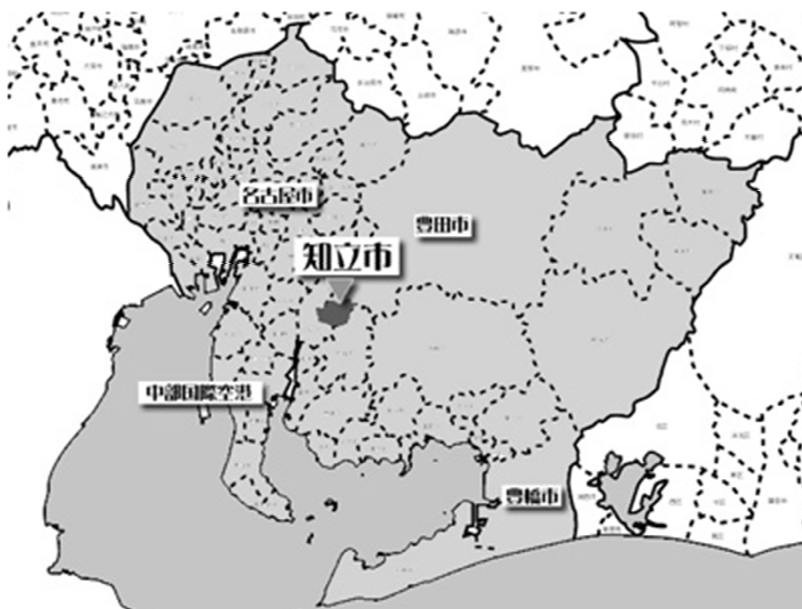


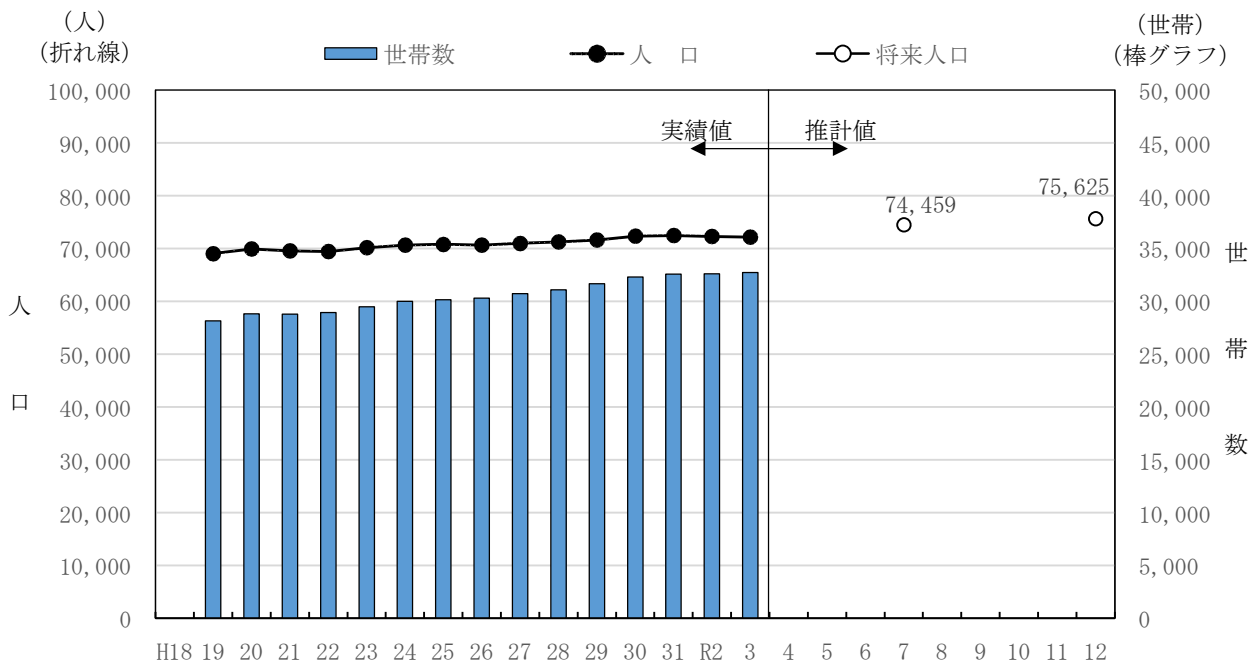
図 2-1 位置図

1-2 人口動態・分布

(1) 人口及び世帯数

過去 10 年間の人口は増加傾向にあり、世帯数も微増傾向を示しています。

また、将来人口は、知立市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年（2020 年）4 月）によると令和 7 年（2025 年）74,459 人、令和 12 年（2030 年）75,625 人と予測されています。

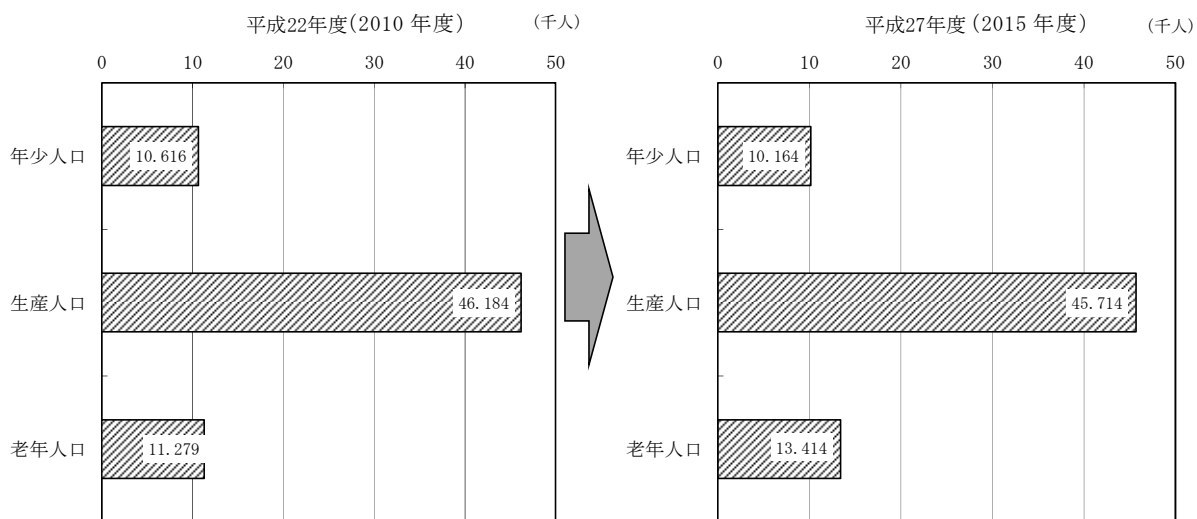


* 平成 23 年度 (2011 年度) までは住民基本台帳 + 外国人登録台帳、平成 24 年度 (2012 年度) 以降の実績値は住民基本台帳 (10 月 1 日付)

図 2-2 人口、世帯数の推移

(2) 年齢別人口

年齢別人口を見ると、平成 22 年度（2010 年度）から平成 27 年度（2015 年度）にかけて年少人口（0～14 歳）及び生産人口（15～64 歳）は減少しており、老年人口（65 歳以上）は増加しています。老年人口は全体の 19.0% となっています。



資料：国勢調査

図 2-3 年齢別人口の推移

1-3 産業の動向

本市の事業所数は、サービス業が 42.93%と最も多く、次いで卸売・小売業が 27.11%、製造業 10.50%となっています。また、従業者数については、サービス業が 39.84%と最も多く、次いで製造業が 26.16%、卸売・小売業が 20.26%となっています。

表 2-1 事業所数及び従業者数

	平成26年 (2014年)		平成28年 (2016年)	
	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)
総 数	2,210	24,843	2,066	23,476

注) 平成 26 年(2014 年)は基礎調査、平成 28 年(2016 年)は活動調査

資料：経済センサス

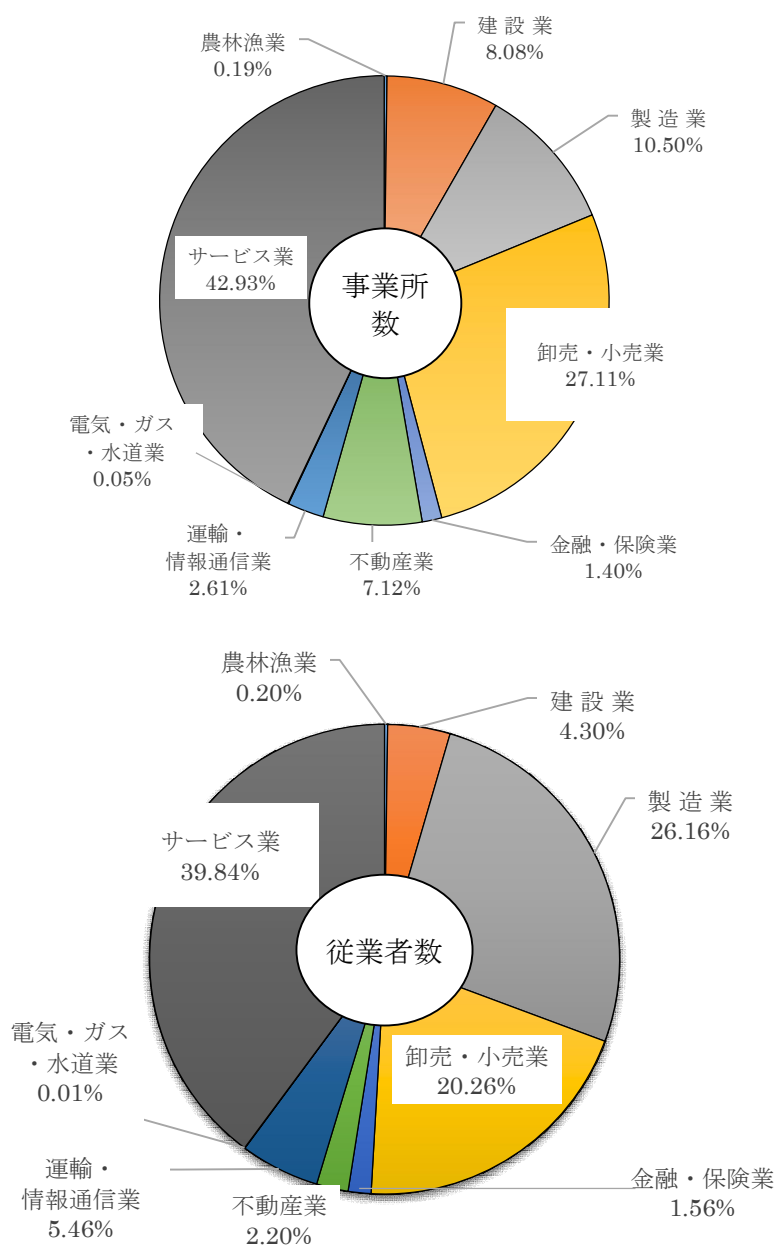


図 2-4 事業所数及び従業者数比率[平成 28 年 (2016 年)]

【ごみ処理基本計画編】

第 3 章 ごみ処理の現状と課題

第 1 節 ごみ処理行政の沿革

ごみ処理行政の沿革は次のとおりです。

表 3-1(1) ごみ処理行政の沿革 (1/3)

年 月	実 施 内 容
昭和 39 年 6 月	ごみ収集開始（分別なし） 委託収集 週 1 回 収集車 2t ダンプ 1 台 パックマスター 1 台
昭和 40 年 11 月	逢妻衛生処理組合現在の豊田市前林町にて供用開始
昭和 41 年 10 月	刈谷市知立町清掃施設組合設立
昭和 44 年 4 月	知立町不燃物処理場埋立て供用開始
昭和 45 年 9 月	不燃ごみ（危険物）収集開始（月 1 回）
昭和 46 年 5 月	分別収集開始 可燃ごみ（路線収集） 指定袋制を導入（1 枚 30 円） 不燃ごみ ステーション方式
昭和 51 年 4 月	可燃ごみ収集回数の変更（週 2 回）
昭和 52 年	不燃ごみ収集回数の変更（月 2 回）
昭和 53 年	資源ごみモデル地区収集実施 不燃ごみの金属・びん分別収集
昭和 59 年 4 月	知立市ゴミ分別収集地区報償金交付要綱施行
昭和 60 年	粗大ごみ収集年 1 回
昭和 61 年 4 月	刈谷知立環境組合クリーンセンター現在の刈谷市半城土町にて供用開始
昭和 62 年 3 月	知立市第 2 不燃物処理場埋立て供用開始
昭和 62 年 5 月	粗大ごみ収集（年 2 回） 刈谷知立環境組合余熱ホール（ウォーターパレス K C）を現在の刈谷市半城土町にて供用開始
昭和 63 年 4 月	動物死体処理業者委託
昭和 63 年 7 月	収集回数の変更 可燃ごみ（週 3 回） 不燃ごみ（週 1 回） 粗大ごみ（年 2 回）
平成元年 4 月	知立市びん分別地区報償金交付要綱施行
平成 3 年 6 月	第 1 回 5 万人クリーンサンデー実施
平成 3 年 7 月	知立市再生資源回収奨励報償金交付要綱施行
平成 3 年 8 月	廃棄物減量推進員 2 名委嘱し、2 名体制
平成 4 年 4 月	資源ごみ分別収集開始 資源ごみ（びん）（週 1 回）
平成 6 年 3 月	不燃物処理場にびん（カレット）のストックヤード設置
平成 6 年 4 月	不燃物処理場内作業のためローダー車購入
平成 7 年 9 月	食用廃油回収開始
平成 8 年 4 月	知立市空き缶等散乱防止条例施行
平成 9 年 4 月	廃棄物減量推進員を新たに 2 名委嘱し、4 名体制
平成 9 年 12 月	共同住宅ごみ置場設置に関する指導基準施行
平成 10 年 3 月	知立市第 1 不燃物処理場閉鎖 収集回数の変更 可燃ごみ（週 2 回）

表 3-1(2) ごみ処理行政の沿革 (2/3)

年 月		実 施 内 容
平成 10 年	4 月	資源ごみ（アルミ缶・スチール缶・ペットボトル・びん 4 色）月 2 回収集 不燃ごみ（不燃ごみ・埋立てごみ・有害ごみ）月 2 回収集の収集開始 粗大ごみについて各戸有料収集開始（1 個千円）週 1 回収集 可燃ごみ指定袋を紙製からポリエチレン製の白色・半透明に変更 大 35 リットルと小 18 リットルの 2 種類に変更 粗大ごみ車の市民への貸し出し開始（軽トラック） ペットボトル回収事業としてペットボトル回収協力店に回収ボックスを設置 知立市資源ごみ等分別地区報償金交付要綱施行
平成 11 年	4 月	知立市生ごみ堆肥化事業補助金交付要綱施行
平成 12 年	4 月	古紙類（新聞紙・雑紙・ダンボール・牛乳パック）・布類 2 ヶ月に 1 回収集開始
平成 13 年	4 月	資源ごみ（白色トレイ・発泡スチロール）の収集開始 家電リサイクル法施行により家電 4 品目の取り扱い開始
平成 14 年	2 月	廃棄物減量推進員 3 名体制
	4 月	知立市廃棄物減量・環境保全審議会条例施行
	11 月	プラスチック製容器包装ごみテスト収集（西中町）
平成 15 年	1 ～ 3 月	プラスチック製容器包装ごみ分別収集説明会（町内会）
	4 月	プラスチック製容器包装ごみの収集開始（月 2 回収集）
	10 月	資源有効利用促進法により家庭系パソコンの回収・リサイクル開始
平成 16 年	4 月	プラスチック製容器包装ごみの収集回数の変更（月 4 回収集） プラスチック製容器包装ごみの指定袋小 30 リットルを追加 知立市生ごみ堆肥化事業補助金交付要綱改正（限度額一部引上げ）
平成 17 年	4 月	不燃物処理場の日曜日開場を開始 原動機付自転車（50 cc 以下）のクリーンセンター搬入廃止 ごみの分別・排出ルールを守られていない収集路線上の燃えるごみ等に警告シール（レッドカード）を貼り、ごみの分別・排出ルールの啓発
平成 18 年	4 月	警告シール（レッドカード）を貼ったごみの収集委託開始（2 週間に 1 回）
	12 月	不燃物処理場に資源ごみ回収用倉庫を新設
平成 19 年	4 月	不燃物処理場内作業のためフォークリフト車購入 知立市廃棄物等減量・環境保全審議会条例を廃止し、知立市環境基本条例施行
	6 月	不燃物処理場内埋立ごみ計量のため車両重量計購入
平成 20 年	6 月	不燃物処理場にてガラス類の分別リサイクル開始
	10 月	市内 9 事業所 11 店舗、知立市レジ袋削減推進協議会及び知立市の 3 者で「知立市におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋有料化に関する協定」を締結
平成 21 年	2 月	市内 12 事業所 16 店舗にてレジ袋の有料化開始
	3 月	刈谷知立環境組合ごみ焼却施設建設工事竣工
	12 月	不燃物処理場にて使用済携帯電話本体の回収開始
平成 22 年	1 月	不燃物処理場にてガラス類の分別に加え陶磁器類の分別リサイクル開始
	6 月	不燃物処理場にてスプレー缶、その他家電の分別リサイクル開始
平成 23 年	4 月	不燃物処理場にてスプレー缶、ガラス類・陶磁器類の分別リサイクル開始 再生資源回収団体による古紙類等の回収方法に戸別収集を追加（2 か月に 1 回の町内会の古紙類収集廃止）
平成 23 年	10 月	知立市環境美化推進条例施行（知立市空き缶等散乱防止条例廃止）
平成 24 年	9 月	知立市文化会館にて「リユースマーケット」を開催
平成 25 年	4 月	不燃物処理場・市役所ロビーにて小型家電主要 10 品目の回収開始
	6 月	移動式不法投棄監視カメラを設置
平成 26 年	4 月	不燃物処理場にて家庭系パソコンの回収開始
平成 27 年	3 月	逢妻衛生処理組合解散に伴い、し尿処理に関する事務を豊田市へ委託
	10 月	ごみ分別アプリ「知立市ごみチェッカー」配信開始

表 3-1 (3) ごみ処理行政の沿革 (3/3)

年 月		実 施 内 容
平成 30 年	3 月	不燃物分別作業場の完成
	10 月	フードドライブ開始
平成 31 年	4 月	「不燃物」を「金属類」「プラスチック製品」「コード類」「針金類」に分別収集細分化
		ごみだしガイドブック配布開始「日本語版」「英語版」「中国語版」「ポルトガル語版」「スペイン語版」「ベトナム語版」
		不燃物処理場水曜日休み開始
		「知立市資源ごみ等分別地区報償金交付要綱」を廃止、「知立市ごみ行政協力地区報償金交付要綱」を施行（立番制度の廃止）
令和 4 年	3 月	知立市環境美化推進条例一部改正
	4 月	「ガラス類・陶磁器類」を「ガラス類」と「陶磁器類」に分別リサイクル開始

第 2 節 分別区分と排出量

本市の分別区分、ごみ排出量について示します。

2-1 分別区分

本市の分別区分は、可燃ごみ、不燃物、資源ごみ、プラスチック製容器包装ごみ、古紙類、粗大ごみの 6 分別 25 種類となっています。

事業系ごみ（産業廃棄物を除く）については、刈谷知立環境組合クリーンセンターで受け入れています。

表 3-2 ごみの分別区分（令和 4 年（2022 年）4 月現在）

分別区分・種類			ごみの内容（例）
可燃ごみ (燃えるごみ)			ビデオテープ、生ごみ、保冷剤、使い捨てカイロ、くつなどの皮革製品、ホース等のゴム製品、草花・落ち葉など
不燃物 (燃えないごみ)	プラスチック製品		DVD、お弁当箱などのタッパー、ボールペン、おもちゃなど
	金属類		フライパン、なべ、包丁など
	家電		アイロン、ビデオデッキ、ラジカセ、小型家電、パソコンなど
	針金類		傘の骨、チェーン、針金など
	コード類		A Cアダプター、充電ケーブル、延長コードなど
	スプレー缶		スプレー缶、カセットボンベなど
	ガラス類		鏡、化粧びん(中身がないもの)、グラスなどのガラス製品など
	陶磁器類		植木鉢、陶器製品など
	埋立ごみ		ライター、便器などの衛生陶器、タイル、瓦、クリスタルガラス、ブロック、家庭菜園などで不要になった土・灰など
	有害ごみ		乾電池、蛍光管、電球、割れた蛍光管、割れた電球
資源ごみ	飲料用 ガラス びん	白	白色、透明のびん
		黒	黒色のびん
		茶	茶色のびん
		青緑等	青緑色、その他色のびん
	アルミ缶		 の種類のみ
	スチール缶		 の種類のみ
	ペットボトル		 の種類のみ
	プラスチック製容器包装ごみ		
古紙類	新聞紙・チラシ		新聞紙、チラシ
	雑紙		雑紙（週刊誌、教科書、紙袋、菓子箱 各種）
	紙パック		牛乳パックなど（内側がアルミ加工は除く）
	ダンボール		ダンボール
	古布		衣類、カーテン、毛布など
粗大ごみ			縦 38cm×横 53cm×高さ 31cm を超えるもの

資料：平成 31(2019)年度 知立市ごみ出しガイドブック

2-2 ごみ排出量

家庭系ごみの排出量は、ほぼ横ばい傾向で推移しています。

なお、1人1日当たりのごみ排出量は平成26年度(2014年度)をピークに減少傾向で推移しています。

事業系ごみの排出量は、平成23年度(2011年度)から平成26年(2014年度)にかけては増加傾向を推移してきましたが、平成27年度(2015年度)以降は減少傾向で推移しています。

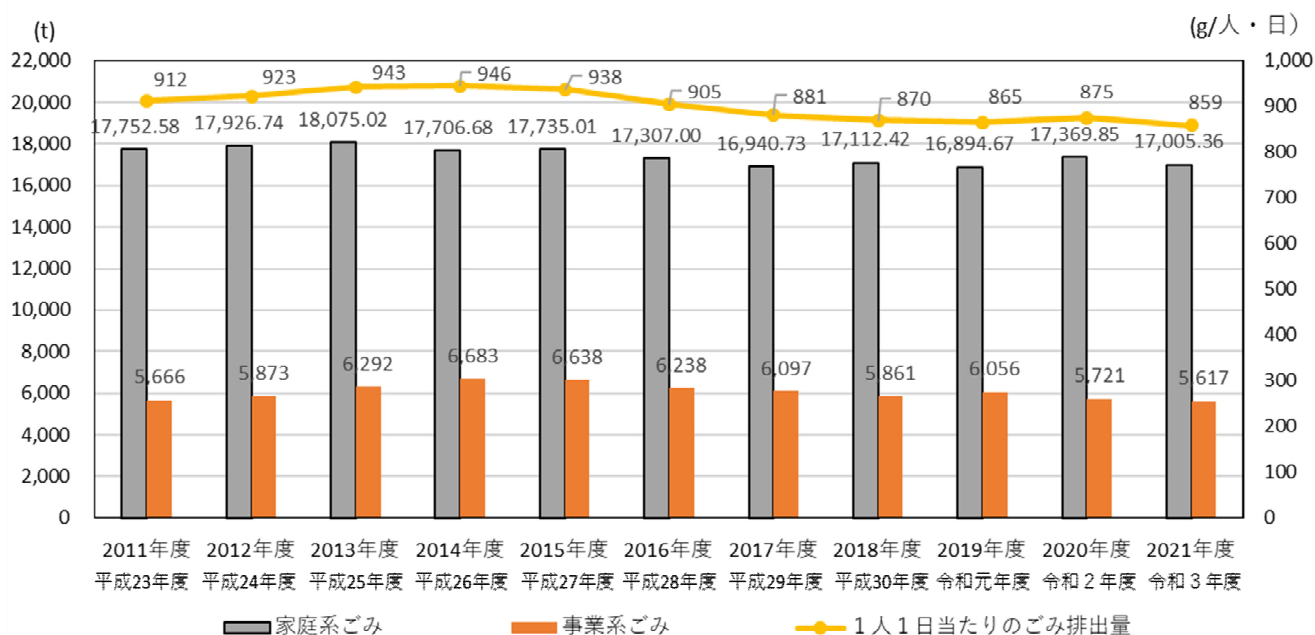


図 3-1 ごみ排出量の推移

※ 1人1日当たりのごみ排出量 = ごみ総排出量 / 人口 / 365日(1年)

第 3 節 ごみ処理体制

本市のごみ処理の流れ、収集運搬体制、中間処理体制、最終処分体制等のごみ処理体制を示します。

3-1 ごみ処理の流れ

本市で発生する家庭系ごみの収集運搬は、主に市から委託を受けた民間業者による「民間委託」が行われています。その他に、排出者自らが運搬し処理施設に持ち込む「直接搬入」も行われています。なお、事業系ごみは「許可業者による収集」及び処理施設への「直接搬入」で行われています。

収集された可燃ごみは「焼却施設」で処理し、一部資源化され、焼却灰・飛灰は埋立処分しています。

資源ごみ類は市から委託を受けた事業者により資源化を行っています。また、市民団体による資源集団回収も行われています。プラスチック製容器包装ごみは中間処理事業者を経て「(財)日本容器包装リサイクル協会（指定法人）」にて資源化を行っています。

粗大ごみについては、「粗大ごみ処理施設」で破碎・選別処理を行い、可燃物、不燃物、磁性物（金属）に分別します。可燃物は「焼却施設」で焼却処理し、不燃物は埋立処分しています。回収した金属は売却しています。

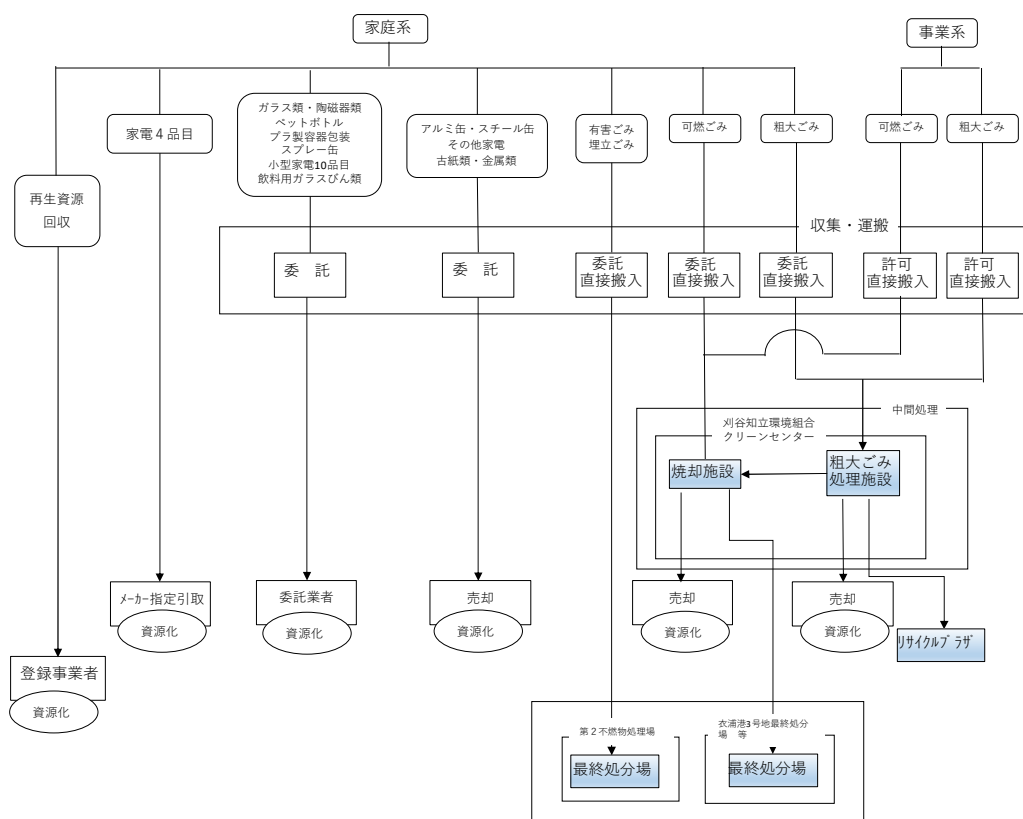


図 3-2 ごみ処理の流れ（令和 4 年度(2022 年度)）

3-2 ごみ排出抑制・資源化等の取り組み

本市が実施しているごみの排出抑制・資源化等の取り組みは、次のとおりです。

表 3-3 ごみ排出抑制・資源化等の取り組み

取り組み	内 容
資源ごみ分別収集	飲食用ガラスびん、アルミ缶・スチール缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装ごみの収集を行っています。プラスチック製容器包装ごみは週 1 回、それ以外は月 2 回収集しています。
再生資源回収奨励 報償金制度	新聞紙、雑紙、ダンボール、牛乳パック、布類、金属類(空き缶)の回収を促進するため、再生資源回収団体に対して報償金を交付しています。
知立市ごみチェッ カーの配信	ごみの分別や収集日などをパソコン、スマートフォン向けのウェブアプリにて配信しています。
生ごみ堆肥化事業 補助金交付制度	生ごみの堆肥化を図るため、生ごみ処理機・コンポスト容器・ぼかし専用容器の購入に対し補助金を交付しています。
食用廃油回収事業	家庭から出る使用済みの食用廃油を不燃物処理場にて回収しています。
リサイクル情報の 発信	「リサイクル情報：さしあげます・譲ってください」をホームページと広報「ちりゅう」に掲載し、市民同士で不要品の譲り合いを行っています。
出前講座の実施	各町内会、集合住宅、学校からの要望に応じてごみの排出・分別等について出前講座を行っています。
学校教育の副読本 「ごみのゆくえ」	小学校 4 年生を対象に社会科の副読本として配布しています。
リユースマーケッ ト	家庭の不要品交換をフリーマーケット形式で年 2 回程度実施しています。
7 万人クリーンサ ンデー	年に 1 度、市内一斉清掃を行っています。
フードドライブ	家庭で食べない、賞味期限が十分に残っている食品を集め、社会福祉協議会等へ寄付して食品ロス削減につなげています。

3-3 収集運搬体制

①家庭系ごみ

家庭系ごみ種類別の収集方式等（委託）は、次のとおりです。

表 3-4 家庭系ごみ種類別の収集方式等

区 分	可燃ごみ (燃えるごみ)	資源ごみ		不燃物 (燃えないごみ)	粗大ごみ
		プラスチック製 容器包装ごみ	飲食用ガラスびん アルミ缶・スチール缶 ペットボトル		
収集頻度	2 回/週	1 回/週	2 回/月	2 回/月	1 回/週
収集方式	路線 一部ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	戸別
収集容器	指定袋	指定袋	指定かごに分別	指定かごに分別	—
排出時間	朝 5 時～朝 8 時	指定時間	指定時間	指定時間	—

また、家庭系ごみの収集形態別（委託、直接搬入）の収集量は次のとおりです。

表 3-5 家庭系ごみの収集形態別の収集量（令和 3 年度（2021 年度））

（単位：t/年）

区 分	可燃ごみ			不燃ごみ			粗大ごみ		
	委託	直接搬入	合計	委託	直接搬入	合計	委託	直接搬入	合計
収集量	11,565.59	1,100.14	12,665.73	445.17	205.98	651.15	22.94	1,112.50	1,135.44

②事業系ごみ

事業系ごみの収集形態別（許可、直接搬入）の収集量は、次のとおりです。

表 3-6 事業系ごみの収集形態別の収集量（令和 3 年度（2021 年度））

（単位：t/年）

区 分	可燃ごみ			粗大ごみ		
収集形態	委託	直接搬入	合計	委託	直接搬入	合計
収集量	3,901.58	1,700.33	5,601.91	2.44	13.09	15.53

3-4 中間処理体制

(1) 中間処理施設の概要

本市は一般廃棄物の広域処理を行うため、刈谷市とともに刈谷市知立町清掃施設組合（現：刈谷知立環境組合）を昭和 41 年(1966 年)に設立し、中間処理施設としての焼却施設及び粗大ごみ破碎施設を整備し処理を行っています。

平成 21 年(2009 年) 3 月に整備した焼却施設は 1 日当たり 291 t、昭和 61 年(1986 年)に整備した粗大ごみ処理施設は 30 t の処理能力があります。

表 3-7 中間処理施設の概要

名 称	刈谷知立環境組合クリーンセンター	
所 在 地	刈谷市半城土町東田 46 番地	
処理施設	焼却施設	粗大ごみ処理施設
処理能力	97 t /24 h ×3 基	30 t /5 h 破碎選別
処理方法	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式)	
発電能力	6, 400kW	—
供用開始	平成 21 年(2009 年)3 月(更新)	昭和 61 年(1986 年)4 月



刈谷知立環境組合クリーンセンター

(2) 中間処理施設の処理状況

① 処理実績(知立市分)

中間処理施設の処理実績(知立市分)は、可燃ごみ(焼却)は減少傾向にあります
が、粗大ごみ(破碎)は増加傾向を示しています。

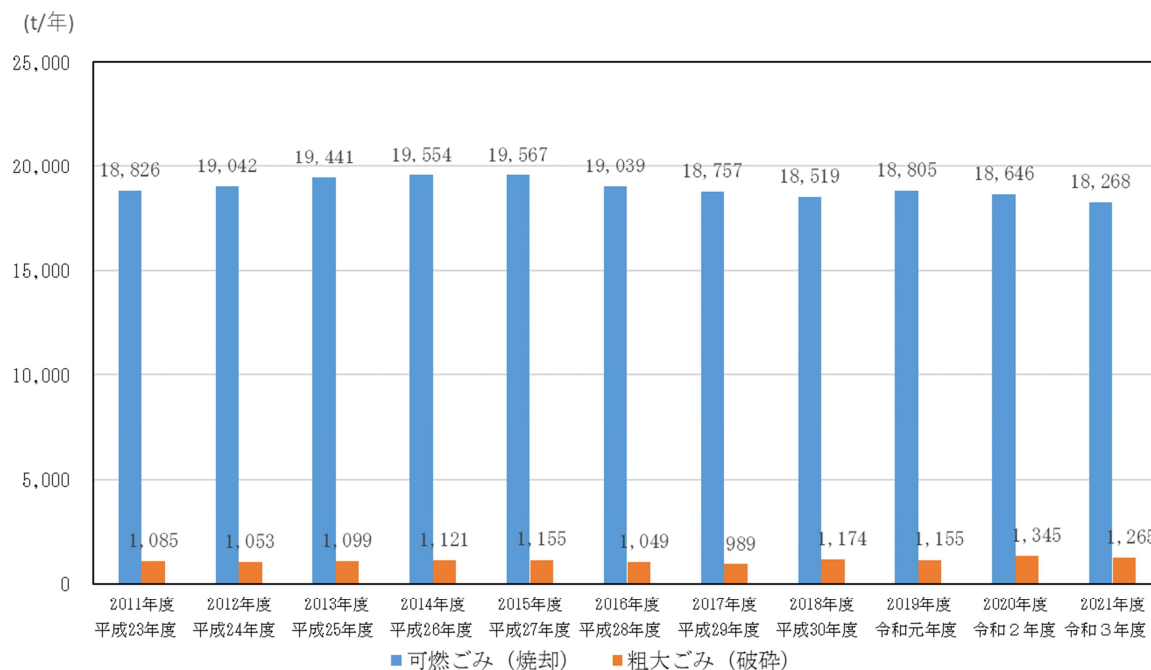


図 3-3 処理実績(知立市分)

② 発電量

焼却施設では、焼却時の余熱を利用して蒸気を発生させ、施設内の暖房や給湯に
用いるとともに発電を行い、温水プール施設等にも利用しています。

表 3-8 ごみ発電量(組合全体)

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
焼却量	t	63,843	63,254	63,024	63,354	63,659	61,691	61,127
発電量	MWh	27,280.92	27,440.66	28,695.34	28,673.43	29,560.45	29,279.04	29,094.58
1 t当たりの発電量	kWh/t	427.31	433.82	455.31	452.59	464.36	474.61	475.97

資料：一般廃棄物処理実態調査

(3) 中間処理施設のごみの組成

ごみ焼却施設のごみピットから採取したごみの組成の割合（生ごみベース）は、5か年平均（平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度））で木・竹・わら類が最も割合が高く、次いで紙類、厨芥類と続いています。

三成分の割合は、5か年平均で高いものから可燃分、水分、灰分の順となっています。

ごみの発熱量は、水分の多い厨芥類や熱量の高いプラスチック類等の割合により異なりますが、5か年平均では、10,132kJ/kgとなっています。

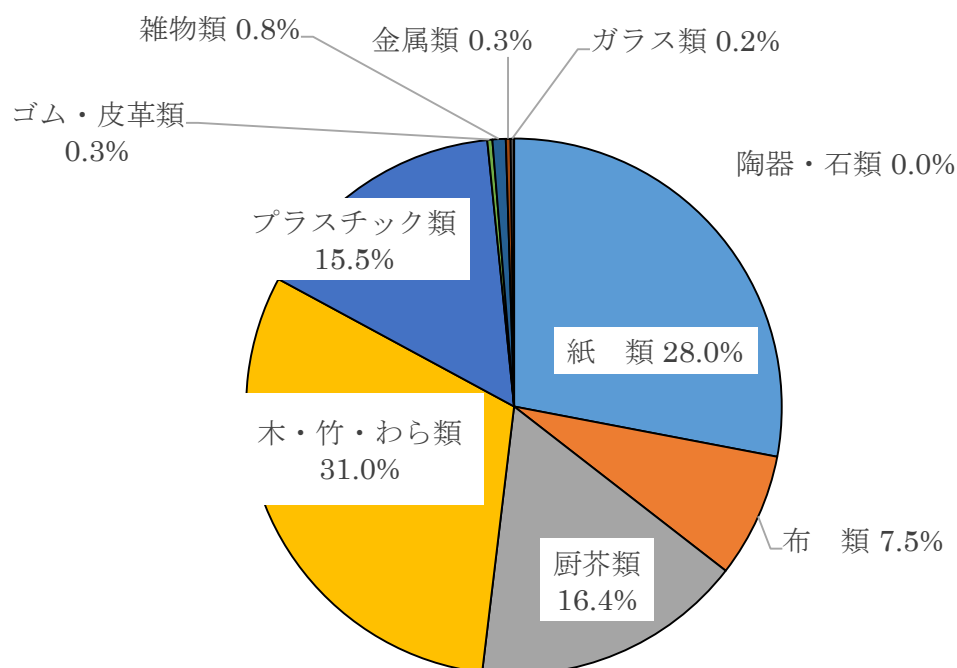


図 3-4 ごみの種類組成(生ごみベース)

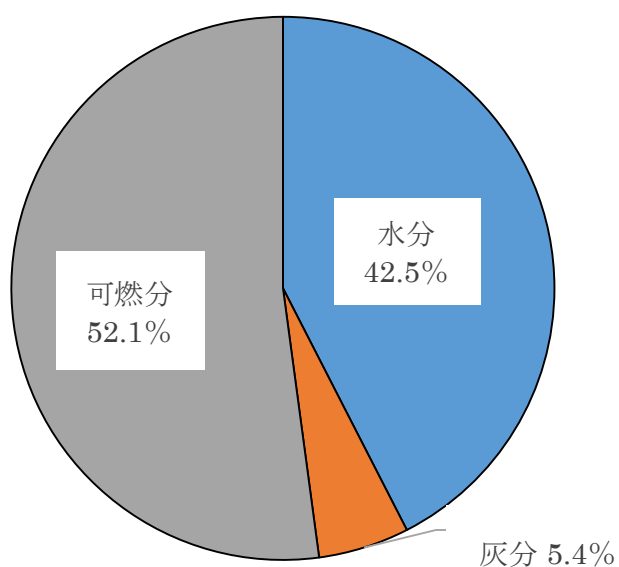


図 3-5 ごみの三成分

3-5 最終処分体制

本市は、一般廃棄物の最終処分を行うため、第2不燃物処理場を整備し、不燃物等の埋立処分を行っています。その令和3年度(2021年度)末の残余容量は15,188m³となっています。(令和3年度(2021年度)の埋立容量(実績)393m³)

刈谷知立環境組合焼却施設からの焼却残渣等(焼却灰、飛灰等)は(公財)愛知臨海環境整備センター衣浦港3号地廃棄物最終処分場等に搬入し埋立処分しています。埋立処分量は近年では増加傾向にあります。

表 3-9 第2不燃物処理場の概要

名 称	知立市第2不燃物処理場
位 置	知立市山屋敷町板張地内
全体容量	46,553m ³
残余容量	15,188m ³ (令和3年度(2021年度)末)

参考) 令和3年度(2021年度)の埋立容量(覆土含む) : 393m³

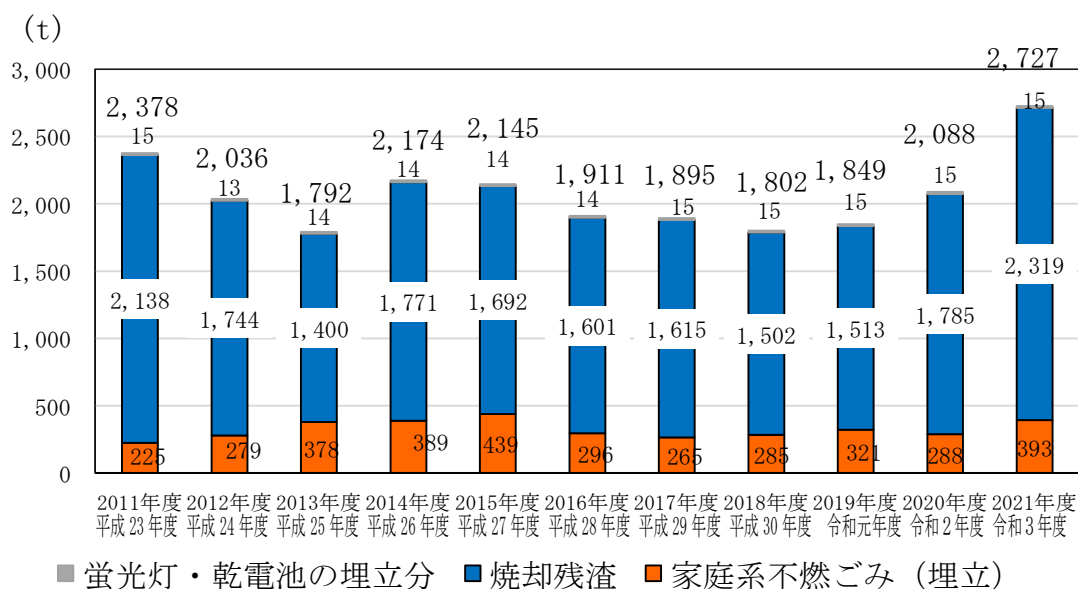


図 3-6 埋立処分量

3-6 ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は、平成 24 年度(2012 年度)以降ほぼ横ばいとなっており、令和 2 年度(2020 年度)で 678,469 千円となっています。

また、1 人当たりのごみ処理経費は 9,386 円であり、1 t 当たりのごみ処理経費は 30,744 円となっています。

表 3-10 ごみ処理経費

(単位：千円)

		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
処理及び 維持管理費	人件費	34,274	33,656	34,111	27,688	34,907	31,764	31,080	31,764	33,571	41,707
	収集運搬費	52,698	50,692	56,192	64,994	63,494	56,737	62,216	56,737	45,239	18,528
	中間処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最終処理費	3,302	4,306	4,160	4,288	6,518	5,324	31,950	5,324	5,118	3,324
	計	56,000	54,998	60,352	69,282	70,012	62,061	94,166	62,061	50,357	21,852
	収集運搬費	224,711	226,929	227,548	234,746	238,385	241,858	242,730	241,858	250,274	254,268
	中間運搬費	33,809	33,726	33,931	35,118	35,946	36,369	37,512	39,405	40,519	43,872
	最終運搬費	4,396	4,376	4,475	4,750	4,857	5,086	5,192	5,086	9,705	11,822
	その他	14,570	11,990	13,005	11,581	11,028	11,181	9,952	24,833	10,698	12,197
	計	277,486	277,021	278,959	286,195	290,216	294,494	295,386	311,182	311,196	322,159
	組合負担金	(307,982)	(333,917)	(238,920)	(336,474)	(372,403)	(386,692)	(499,191)	(531,210)	(347,709)	(266,275)
	その他	229,925	308,245	293,092	277,399	270,308	276,942	256,556	274,753	248,725	292,751
	計	597,685	673,920	666,514	660,564	665,443	665,261	677,188	679,760	643,849	678,469
	1人当たり のごみ処理経費(円)	8,518	9,540	9,413	9,347	9,372	9,335	9,450	9,392	8,882	9,386
	1t当たり のごみ処理経費(円)	27,287	30,545	29,491	29,101	29,265	30,193	31,406	31,471	29,349	30,744

注) 組合負担金は計に含まない。

資料：一般廃棄物処理実態調査

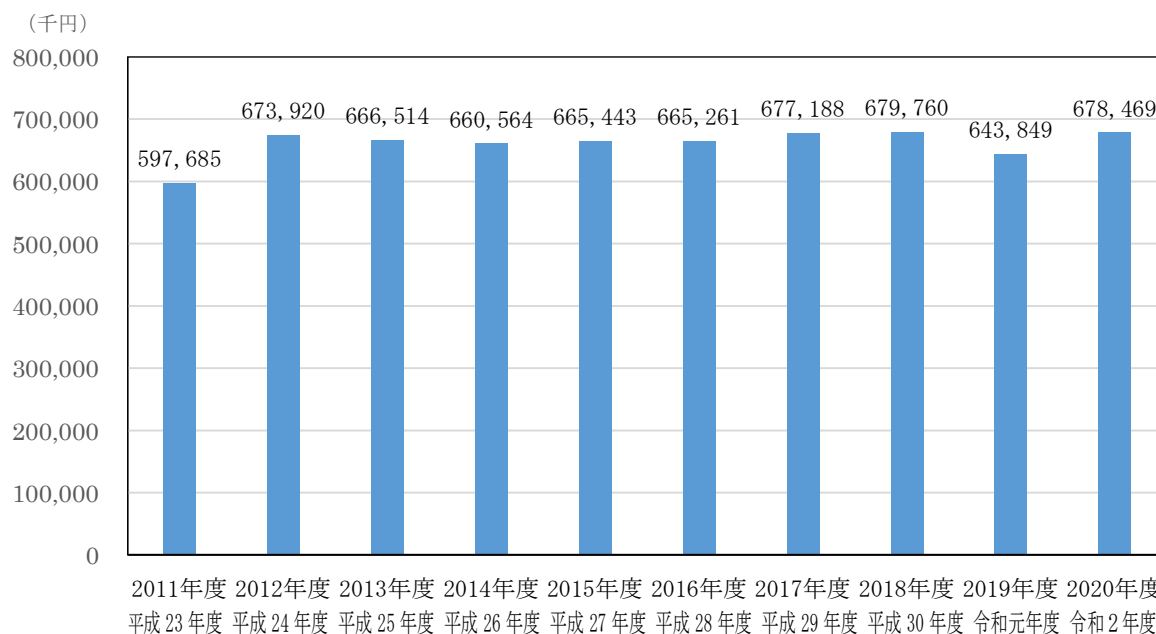


図 3-7 ごみ処理経費の推移

第 4 節 ごみ処理の課題

4-1 ごみ処理状況の中間評価

平成 28 年度(2016 年度)に策定した既存基本計画の中間評価は次のとおりです。

(1) 基本計画の目標達成の状況

① 家庭系ごみ

既存基本計画の目標及び状況は、次のとおりです。

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を、令和 8 年度(2026 年度)までに平成 27 年度(2015 年度)の実績に比べて、2.5%以上減量します。

実績値							(g/人・日)
平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	既存目標値 令和 8 年度 (2026 年度)
683	665	648	648	637	658	646	665

令和 3 年度(2021 年度)の実績を見ると、令和 8 年度(2026 年度)の目標を達成しています。市民による 2R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用))への積極的な取り組みが、ごみ減量につながっていると考えています。

② 事業系ごみ

既存基本計画の目標及び状況は、次のとおりです。

1 日当たりの事業系ごみ排出量を、令和 8 年度(2026 年度)までに平成 27 年度(2015 年度)の実績に比べて、4.0%以上減量します。

実績値							(t/日)
平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	既存目標値 令和 8 年度 (2026 年度)
18.14	17.09	16.70	16.06	16.55	15.67	15.39	17.41

令和 3 年度(2021 年度)の実績を見ると、令和 8 年度(2026 年度)の目標を達成しています。各事業所のごみ減量に係る取り組み以外に、新型コロナウイルス感染症による事業活動の低迷も目標が達成された要因の一つと思われます。

③ リサイクル率

既存基本計画の目標及び状況は、次のとおりです。

リサイクル率は、令和 8 年度(2026 年度)に 20%以上とします。

(%)

実績値							既存目標値
平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
16.2	18.9	15.4	15.4	14.1	14.6	13.8	20.0

現時点で、目標は達成していません。市民による分別が行われる中で、市による資源ごみの収集以外に、民間による資源収集が増えていることや、令和 2 年度に焼却灰等からの溶融スラグ製造^{※1}が廃止になり、焼却灰がリサイクルされなくなったことが主な要因だと考えています。

(参考)令和 3 年度(2021 年度)の民間の資源収集を含めたリサイクル率は 16.3%になります。

【知立市のリサイクル率】

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源ごみ量} + \text{クリーンセンター資源化量} + \text{乾電池・蛍光管資源化量} + \text{町内会等回収量}}{\text{ごみ総排出量} + \text{町内会等回収量}}$$

※1 溶融スラグとは、ごみを焼却した焼却灰を高温で溶かし、冷却して固化させたものを言い、最終処分場の覆土材としてリサイクルされていました。刈谷知立環境組合クリーンセンターにおいて溶融スラグを製造していましたが、黒鉛電極の価格の高騰をきっかけに、将来的に多額のコストが見込まれ、民間会社による灰の溶融処理等、新たな有効利用が可能になるなど社会環境も変化しているため、令和 3 年(2021 年) 1 月より溶融スラグの製造を廃止しました。

④ 埋立処分量

既存基本計画の目標及び状況は、次のとおりです。

埋立処分量を、令和 8 年度(2026 年度)までに平成 27 年度(2015 年度)の実績に比べて、14%以上削減します。

(t)

実績値							既存目標値
平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
2,145	1,911	1,895	1,802	1,849	2,088	2,727	1,845

目標は現時点で達成していません。増減を繰り返しながらも目標値に近づいていくと思われましたが、前述のとおり焼却灰のリサイクルがなくなり、その多くが埋立の対象になったことが、令和 3 年度の増加の原因に揭げられます。

(2) 全国との比較

知立市の1人1日当たりのごみ排出量(資源ごみを含む)は、平成26年度(2014年度)をピークに減少傾向にあります。

全国平均の1人1日当たりのごみ排出量(資源ごみを含む)は近年減少傾向を示しており、令和元年度(2019年度)時点では、知立市は全国平均の数値よりも少ないと言えます。

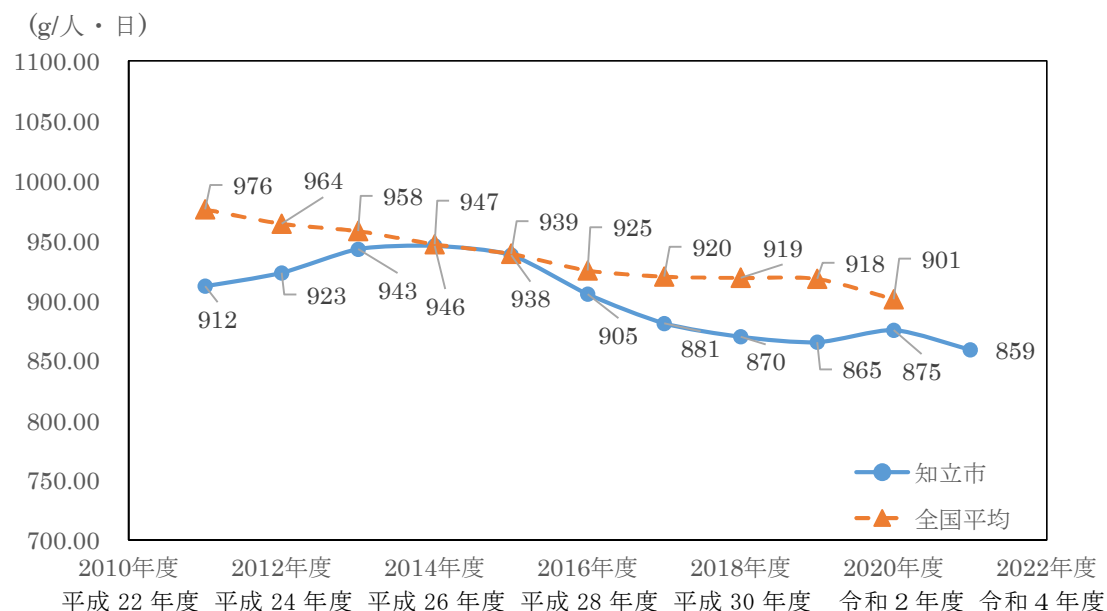


図 3-8 1人1日当たりのごみ排出量(資源ごみを含む)

知立市のリサイクル率は、2016年度(平成28年度)に大きく増加しましたが、近年は減少しています。これは古紙類などの店頭回収が多くなってきたことが要因に挙げられます。

全国平均のリサイクル率についても減少傾向を示しています。

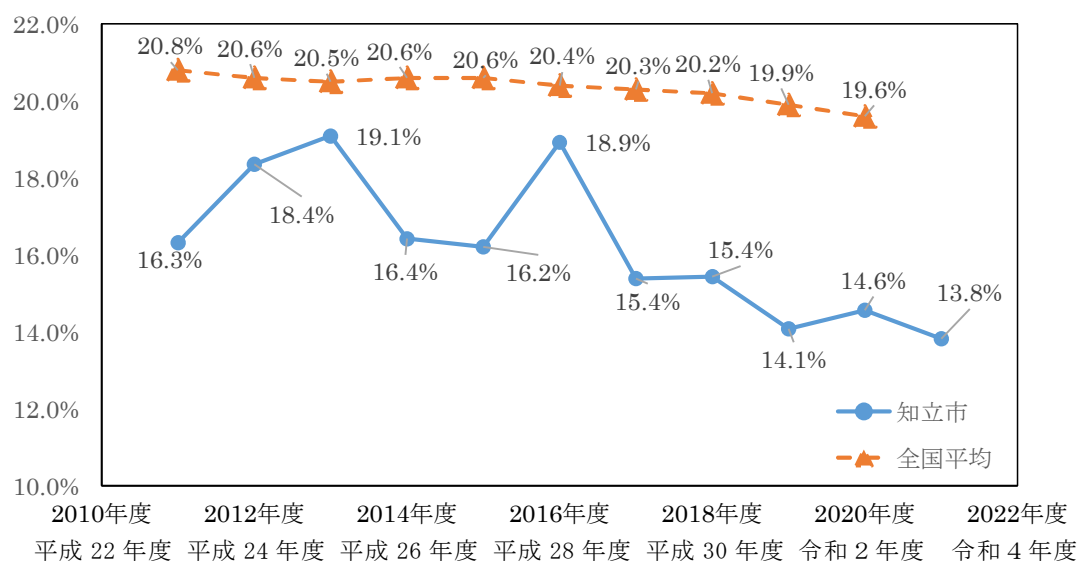


図 3-9 リサイクル率

(3) 類似都市との比較

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成 19 年（2009 年）6 月、環境省）」に示された評価方法に基づき、「1 人 1 日当たりのごみ排出量（資源ごみを含む）」、「廃棄物からの資源回収率」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「1 人当たりの年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用※」について類似都市平均と本市の数値の比較を行いました。数値の比較は、平均値を 100 として指数化しました。平均より優れた項目は 100 を超え、平均より劣る項目は 100 未満の数値で表示されます。

本市は、「1 人当たりの年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」及び「1 人 1 日当たりのごみ排出量（資源ごみを含む）」が類似都市平均に比べて優れ、「廃棄物からの資源回収率」「廃棄物のうち最終処分される割合」が劣る結果となっています。

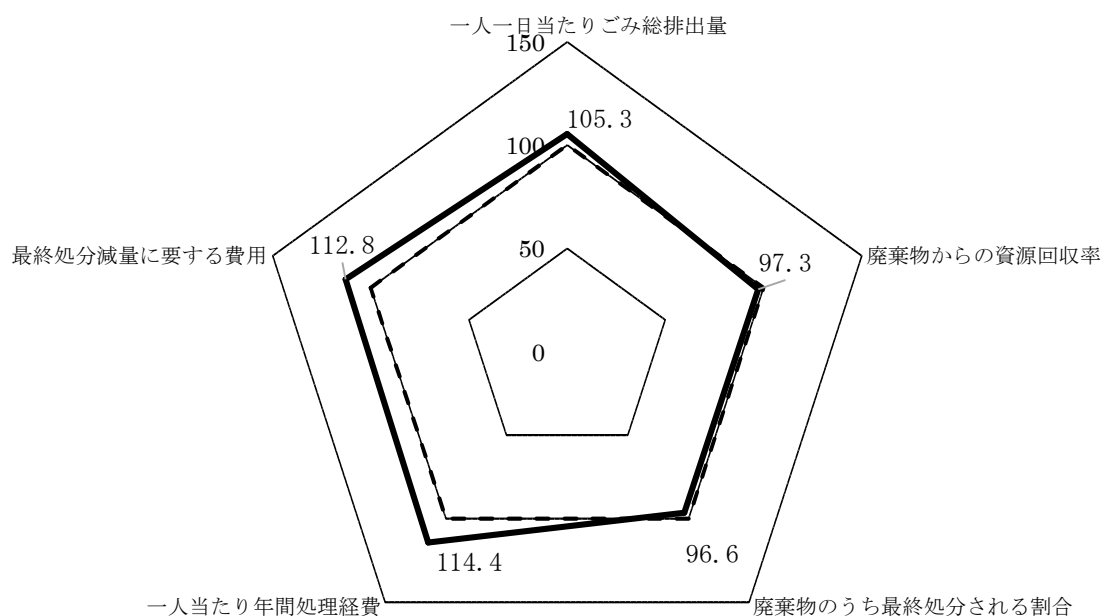


図 3-10 類似都市とのごみ処理状況の比較

※最終処分減量に要する費用：最終処分までに処分量を減量するための処理に要した費用（収集運搬、中間処理に要した費用）

(g/人・日)

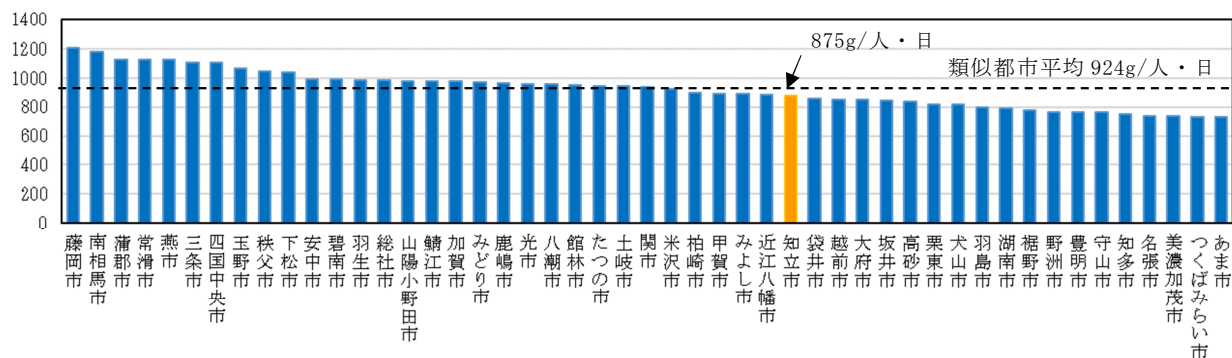


図 3-11 類似都市との 1 人 1 日当たりごみ排出量(資源ごみを含む)の比較
(令和 2 (2020) 年度)

(g/人・日)

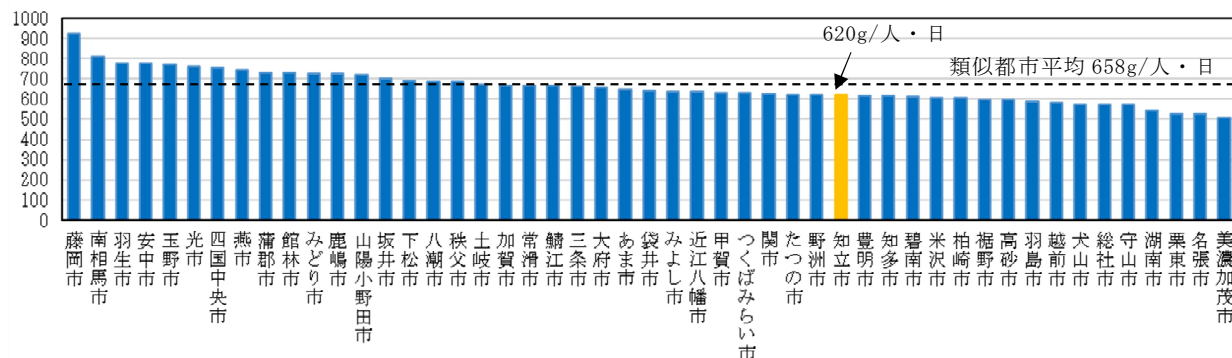


図 3-12 類似都市との 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の比較
(令和 2 (2020) 年度)

(g/人・日)

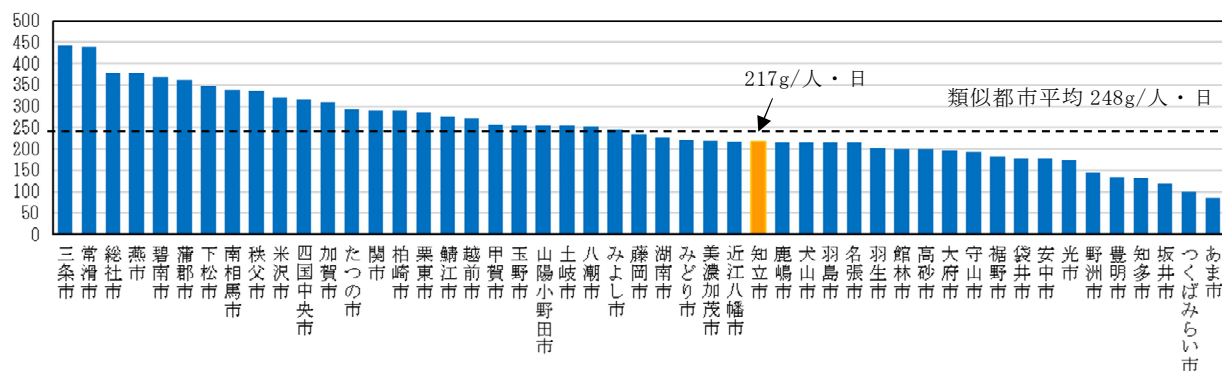


図 3-13 類似都市との 1 人 1 日当たりの事業系ごみ排出量(資源ごみを含まない)の比較
(令和 2 (2020) 年度)

(4) アンケート結果

① 市民アンケート

〔調査概要〕

令和4年(2022年)4～5月に全市民を対象とした「ごみに関するアンケート調査」を実施しました。インターネットにより実施し、周知方法は広報(4月号)・イベントでのちらし配布・LINEにて行いました。回答数は767件でした。

〔調査結果〕

回答から主な特徴を抜粋すると、「リサイクル・食品ロス・ごみ減量への関心がある」と回答した人が83.7%と高い値を示しており、市民のごみに対する意識は比較的高いと考えられます。

取り組み状況をみると、現在取り組んでいる事項は、「マイバックを持参し、レジ袋をもらわない。」が77.6%となっていますが、今後取り組んでいきたい事項では、最も多い回答が「ごみの分別をきちんとする」であり、市からの情報提供の充実が必要です。

また、古紙において可燃ごみとして排出している人が多い傾向にあります。プラスチック製品について、「関心がある」や「ある程度関心がある」と回答した人が78.0%とプラスチック資源には高い関心がありますが、プラスチック容器包装以外のプラスチック製品の回収方法は「現在の収集方法のままだと良い」と回答した人は37.4%であり、「可燃ごみとして処分する」と回答した人が9.8%となっており、合計すると40%以上がプラスチック製品の分別収集に消極的であることがわかります。

表 3-11(1) ごみに関するアンケート(1/4)

質問内容	主な回答意見		今回	前回	回答傾向
リサイクル・食品ロス・ごみ減量への関心	非常に関心がある(28.2)、ある程度関心がある(55.5)		83.7%	79.1%	前回と同様に関心のある人が多く回答した結果となった。
	あまり関心がない(3.7)、全く関心がない(0.4)		4.0%	7.3%	
取り組んでいる事項	多かった回答	マイバックを持参し、レジ袋をもらわない。	77.6%	79.5%	マイバックの持参及びごみの分別への取り組みが一番多く。フリーマーケットへの取り組みが一番少ない結果となった。
		ごみの分別をきちんとする。	75.4%	84.8%	
		食べ残しをできるだけ出さないようにする。	60.0%	—	
	少なかった回答	使い捨て製品(割りばしなど)を買わないようにする。	29.7%	37.9%	
		フリーマーケットやリサイクルショップを利用する。	15.1%	15.4%	
		家族や友人等とごみ問題を話題にする。	9.0%	—	
今後取り組んでいきたい事項	多かった回答	ごみの分別をきちんとする。	59.1%	—	今後の取り組みでも、マイバックの持参及びごみの分別への取り組みを重要視している人が多かった。
		マイバックを持参し、レジ袋をもらわない。	53.3%	54.9%	
		詰め替え商品や再製品を優先して選ぶ。	46.0%	39.6%	
	少なかった回答	食材の過剰除去(野菜の皮の向き過ぎなど)をしないように取り組んでいる。	32.5%	—	
		フリーマーケットやリサイクルショップを利用する。	20.7%	20.1%	
食品ロス発生原因	家族や友人等とごみ問題を話題にする。		18.3%	—	食品の痛みや賞味期限消費期限が一番多い結果となった。
	食品がいたんでしまったから		59.7%	—	
	消費期限が切れてしまい食べなかった		51.4%	—	
市の取り組みの認知度	賞味期限が切れてしまい食べなかった		36.8%	—	クリーンサンデーの認知度は依然として高く、知立市ゴミチェッカーの認知度が上昇した結果となった。
	7万人クリーンサンデー		72.5%	72.6%	
	粗大ごみ運搬車両貸出制度		52.5%	52.2%	
	知立市ゴミチェッカー		39.4%	8.4%	
	生ごみ堆肥化事業補助金制度		38.2%	22.5%	
	小型家電の回収		37.8%	26.9%	
	食用廃油の回収		33.8%	32.3%	
	リユースマーケット(年2回)		31.4%	16.5%	
参加したい市の取り組み	フードドライブ(毎年10月頃実施)		22.0%	—	多くの取り組みにおいて認知が高まっており、クリーンサンデーに参加したいと考える人が一番多い結果となった。
	7万人クリーンサンデー		43.2%	38.7%	
	小型家電の回収		32.6%	26.9%	
	リユースマーケット(年2回)		30.6%	23.2%	
	粗大ごみ運搬車両貸出制度		25.7%	23.9%	
	知立市ゴミチェッカー		25.7%	14.2%	
	フードドライブ(毎年10月頃実施)		20.3%	—	
	プロギング		19.2%	—	
ごみに関する情報源	生ごみ堆肥化事業補助金制度		18.3%	15.5%	新しく知立市公式LINEを導入し、市の情報発信の場として有効な手段である。
	食用廃油の回収		17.5%	19.2%	
	広報ちりゅう		67.0%	75.1%	
	知立市のごみの分け方(ごみカレンダー、ガイドブック)		55.9%	74.8%	
	知立市公式LINE		45.8%	—	
	市のホームページ		38.2%	10.1%	
	町内会の掲示板		29.1%	44.1%	
	家族、知人、近所の人から		6.4%	13.4%	
ごみの収集回数について	市への問い合わせ		2.3%	0.7%	前回と同様にちょうど良いと回答した人が多かった。
	特になし(入手していない)		1.7%	—	
	可燃ごみ	ちょうど良い	89.4%	90.2%	
		少ない	7.7%	6.8%	
		多い	2.2%	1.2%	
	プラスチック製容器包装ごみ	ちょうど良い	81.0%	76.6%	
		少ない	8.3%	8.2%	
		多い	3.5%	3.1%	
	不燃物	ちょうど良い	75.6%	71.8%	
		少ない	12.5%	11.8%	
		多い	2.9%	3.7%	
	資源ごみ	ちょうど良い	71.1%	69.4%	
		少ない	17.5%	15.8%	
		多い	1.8%	2.5%	

表 3-11(2) ごみに関するアンケート(2/4)

質問内容	主な回答意見		今回	前回	回答傾向
ごみの収集方法について	可燃ごみ	現在のままでよい	80.2%	94.4%	どの回答も現在のままで良いが一番多かった。路線収集に変更してほしい人の割合も2割程度いた。
		集積所への持ち込みに変更	7.2%	2.1%	
		拠点収集へ変更（20～30戸程度に1か所）	8.7%	－	
	プラ製容器包装ごみ	現在のままでよい	73.3%	68.2%	
		路線収集に変更	24.0%	25.4%	
	不燃物	現在のままでよい	80.7%	74.8%	
		路線収集に変更	16.4%	18.3%	
	資源ごみ	現在のままでよい	79.9%	74.3%	
路線収集に変更		16.7%	19.1%		
生ごみの処分方法	可燃ごみ（燃えるごみ）として処分している		93.5%	91.1%	以前と同様に9割以上が可燃ごみとして処分しているとの回答があった。
堆肥化している		4.8%	5.5%		
生ごみ処理機等の利用について	利用したい		42.8%	28.8%	利用していきたいと考えている人が42.8%大幅に上昇した。
	利用したいと思わない		51.3%	59.2%	
購入費の補助金制度について	現在の補助金額で活用したい		38.1%	23.4%	前回と同様に、高い補助金額を望んでいる人が半数以上いる結果となった。
	現在より高い補助金額であれば活用したい		55.0%	66.5%	
	活用したいと思わない		4.2%	2.7%	
堆肥化方法	電動生ごみ処理機		24.3%	21.8%	畑に直接埋めている人が減少したが電動生ごみ処理機、コンポスト容器等の割合が増加した。
	コンポスト容器等		29.7%	16.4%	
	ぼかし専用容器		2.7%	3.6%	
	畑に直接埋めている		32.4%	41.8%	
ペットボトルの処分方法	資源ごみとして集積所で処分している		47.3%	44.3%	可燃ごみで出している人の割合が以前比較して3.5%あった。
	スーパーなどの店頭にある回収ボックスに処分している		37.4%	35.4%	
	不燃物処理場に行き処分している		9.0%	6.0%	
	可燃ごみとして処分している		3.5%	2.1%	
	コンビニ等の店頭にあるごみ箱に処分している		1.6%	2.1%	
	その他		0.8%	0.5%	
新聞の処分方法	地域の集団回収で処分している		44.1%	47.9%	その他15.3%は講読していない回答であり、回収ボックスでの処分が11.5%程度あった。
	新聞販売店による回収で処分している		12.4%	18.0%	
	店舗にある回収ボックスで処分している		11.5%	－	
	不燃物処理場に行き処分している		8.9%	7.2%	
	可燃ごみとして処分している		6.6%	5.6%	
	その他		15.3%	15.4%	
雑紙の処分方法	地域の集団回収で処分している		52.5%	49.7%	可燃ごみにて処分する20～30%以上あった。
	不燃物処理場に行き処分している		15.3%	13.0%	
	可燃ごみとして処分している		26.6%	29.4%	
	その他		4.6%	3.9%	
白色トレイの処分方法	プラスチック製容器包装ごみとして処分している		49.7%	45.2%	前回と同様にプラスチック製容器包装ごみとして処分しているが、可燃ごみとして処分している人も増えた結果となった。
	スーパーなどの店頭にある回収ボックスに処分している		32.9%	37.0%	
	可燃ごみとして処分している		15.9%	14.2%	
	その他		0.4%	0.7%	
牛乳パックの処分方法	地域の集団回収で処分している		32.2%	28.8%	前回とほぼ同様に処分している。
	不燃物処理場に行き処分している		10.0%	5.8%	
	スーパーなどの店頭にある回収ボックスに処分している		24.3%	25.6%	
	可燃ごみとして処分している		29.1%	32.8%	
	その他		3.4%	3.5%	
古布の処分方法	店舗にある回収ボックスで処分している		19.3%	－	古布は可燃ごみとして処分している人の割合が50%以上となった。
	不燃物処理場に行き処分している		22.0%	－	
	可燃ごみとして処分している		52.9%	－	
	その他		4.0%	－	
段ボールの処分方法	地域の集団回収で処分している		47.3%	－	店舗の回収ボックスで処分している割合が30%以上との結果であった。
	店舗にある回収ボックスで処分している		30.6%	－	
	不燃物処理場に行き処分している		15.0%	－	
	可燃ごみとして処分している		4.6%	－	
	その他		1.3%	－	

表 3-11(3) ごみに関するアンケート(3/4)

質問内容	主な回答意見	今回	前回	回答傾向
不燃物処理場の利用状況	利用したことがある	76.3%	70.9%	利用したことがない人が減った結果となった。
	利用したことはないが今後利用したい	7.4%	1.7%	
	利用したことはない	15.8%	23.6%	
不燃物処理場を利用した理由	ごみが大量だったから	53.8%	51.1%	前回と同様で、ごみが大量であり、土日に利用できるとの結果であった。
	収集日まで待てなかった	15.7%	14.9%	
	収集日の収集時間に持っていけないため	21.0%	26.1%	
	土、日曜日に利用できるから	36.6%	37.0%	
	その他	9.1%	13.5%	
不燃物処理場を利用しない理由	地区の集積所で十分だから	29.8%	44.4%	不燃物処理場の認知が向上したが、利用しづらいとの意見も増加した。
	不燃物処理場が遠いから	29.8%	21.0%	
	面倒だから	27.5%	14.3%	
	対象のごみがでなかったから	18.5%	17.9%	
	車等の運搬手段がないから	9.6%	12.7%	
	不燃物処理場の存在、場所を知らないから	12.4%	21.8%	
	その他	5.1%	6.7%	
町内集積所の利用状況	利用したことがある	75.0%	68.5%	前回と同様に町内集積所の利用率が多い結果となった。
	利用したことはない	16.7%	18.6%	
町内集積所の感想	開所時間(16:00~20:00翌朝6:00~8:00)は、適切である	53.2%	54.1%	時間は適切である人が一番回答が多かった。
	開所時間をもっと延長してほしい	26.4%	21.8%	
	特に意見はない	19.5%	15.7%	
ごみ出しのルールやマナー	きちんと守られている	42.2%	50.2%	8割以上は守られている状況であるが前回より減少していた。
	だいたい守られている	43.3%	39.1%	
	あまり守られていない	6.9%	4.4%	
	守られていない	3.1%	1.9%	
	わからない	2.3%	1.9%	
	その他	0.8%	1.1%	
ルール違反事項	ごみを出す曜日や時間が守られていない	35.9%	40.4%	違う種類のごみが出されているが一番多い結果となった。
	違う種類のごみが出されている	41.8%	34.4%	
	指定袋を使用していない	14.2%	9.2%	
	店舗や事業所のごみが出されている	5.9%	1.1%	
	カラス除けネットをきちんとかけない	33.0%	33.0%	
ごみの処分や減量で困っていること	ごみの分別がわかりにくい	22.9%	9.6%	前回の調査よりごみの分別がわかりにくくなったと回答した人が増えた。
	集積所が遠い	14.3%	8.3%	
	カラスや猫の被害	34.0%	29.9%	
	収集時間が早い	9.9%	6.8%	
	収集時間が遅い	6.5%	3.6%	
	指定袋の形、容量が使いにくい	11.7%	6.9%	
	カラス除けネットの管理	10.3%	9.3%	
	収集日時、回数が少ない	7.4%	5.7%	
	特になし	23.1%	35.6%	
ルール違反の対策	啓発を強化する	51.0%	40.5%	啓発等により強化していく人が多い。
	取り残し(収集しない)により違反者の自発的な改善を促す	9.3%	6.2%	
	警告シールを貼って違反者の自発的な改善を促す	20.2%	22.2%	
	ごみ袋を開封し、排出者を特定して指導する	11.0%	10.8%	
	その他	4.2%	4.8%	
プラスチックごみ問題について	関心がある	33.4%	—	プラスチック問題には関心が大きい結果となった。
	ある程度関心がある	44.6%	—	
	どちらでもない	13.8%	—	
	あまり関心がない	5.0%	—	
	関心がない	2.5%	—	

表 3-11(4) ごみに関するアンケート(4/4)

質問内容	主な回答意見	今回	前回	回答傾向
プラスチックごみ減量のため に取り組んでいきたい事項	マイバッグを持参するなど、レジ袋を受け取らない	73.3%	－	マイバックやマイボトル等の 利用が多い結果となった。
	マイボトルを持参するなど、使い捨ての飲料容器（ペットボトル等）を使用しない	41.7%	－	
	マイ食器を持参するなど、プラスチック製のスプーンなどの食器・ストロー等を受け取らない	27.8%	－	
	詰め替え用の商品を購入するなど、使い捨ての容器を使用しない	46.3%	－	
	プラスチック製以外の代替素材の製品を購入する	20.5%	－	
	特にない	5.5%	－	
	その他	1.8%	－	
プラスチック製品ごみ袋の導 入について	現在の収集方法を変えない	37.4%	－	約半数がプラスチック製品の 回収を希望しており、約4割 がそのままや、可燃ごみを希 望している状況であった。
	ごみ袋等の値上げがあっても、プラスチック製品全般を資源物としての回収対象に広げる	25.8%	－	
	ごみ袋等の値上げがなければ、プラスチック製品全般を資源物としての回収対象に広げる	24.1%	－	
	プラスチック製品はすべて可燃ごみにする	9.8%	－	
	その他	1.3%	－	
川や水路等の水について	きれいになった	26.5%	17.9%	川や水路等の水についてわか らないと回答する人の割合が 減り、気にしている人が増え た結果となった。
	変わらない	39.9%	29.7%	
	汚くなった	2.1%	4.3%	
	わからない	30.9%	44.2%	
住まい周辺の川や水路の水を 汚す一番の原因は何だと思いますか。	工場・事業所からの排水	13.6%	9.0%	不法投棄の割合は少し減った が、他の排水が気になる割合 が増えた。
	商店・飲食店からでる排水	9.3%	1.5%	
	家庭からでる台所・洗濯・風呂の排水	31.0%	30.6%	
	空き缶やごみの不法投棄	26.8%	33.6%	
	わからない	13.6%	18.2%	
生活排水の処理方法	合併処理浄化槽（し尿、台所、洗濯などの排水を処理）	31.0%	26.6%	単独浄化槽や、汲み取り式ト イレの取り組みは減ってきて おり合併浄化用や公共下水道 の割合が増えている結果と なった。
	単独浄化槽（し尿のみを処理）	10.3%	16.8%	
	くみ取り式（浄化槽は設置していない）	1.0%	2.1%	
	公共下水道	45.1%	41.4%	
	わからない	11.2%	14.5%	
生活排水の汚れを少なくする ための取り組み事項	調理くずや食べ残しを減らすように心がけている	53.1%	45.7%	前回と同様に食品くず等には 気を使っている結果となっ た。
	排水口や三角コーナーに水切りネットを使用する	64.9%	75.2%	
	米のとぎ汁は植木等の肥料にする	8.3%	11.9%	
	食器・フライパンなどの汚れは拭き取ってから洗う	43.4%	45.6%	
	洗剤は使用方法を確かめ適量使用を心がけている	24.4%	35.2%	
	環境への負荷が少ない洗剤を使用している	13.3%	16.4%	
	アクリルたわしを利用し洗剤の使用量を減らしている	8.3%	18.3%	
	使用済み油は流しに捨てない	54.0%	76.7%	
	洗濯で風呂の残り湯を利用している	21.6%	42.7%	
	川や水路の清掃を行っている	2.9%	6.2%	
	その他	0.8%	2.0%	
今後の市の取り組みで必要な 事項	啓発による市民意識の向上	52.9%	45.8%	今後必要な事項として、啓発 及び子どもへの環境教育の推 進が必要であると考えてる結果 が一番多かった。
	子供への環境教育の推進	41.3%	35.7%	
	マイバック運動の推進	24.5%	21.3%	
	事業者へ簡易包装推進	25.9%	22.5%	
	集団資源回収の推進	12.9%	17.3%	
	ごみの分別の徹底	24.1%	26.6%	
	ごみの収集回数の変更	7.4%	6.4%	
	ごみの分別の細分化（分別数を増やす）	3.8%	2.4%	
	スーパーなどの店頭での資源ごみの回収拡大	27.8%	37.2%	
	不燃、資源ごみの集積所を増やす	12.3%	16.2%	
	生ごみの堆肥化の促進	6.3%	14.3%	

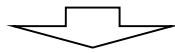
4-2 ごみ処理の課題

本市のごみ処理の課題を、ごみ減量、資源分別、ごみ処理施設の項目ごとに整理すると次のとおりです。

ごみ減量

問題点

- ・1人1日当たりのごみ排出量(資源ごみを含む)について、平成26年度(2014年度)時点で知立市と全国平均の数値はほぼ同じですが、全国平均は減少傾向を示し、知立市は増加傾向を示していましたが、令和3年度(2021年度)までの推移をみると全国平均、知立市の平均ともに減少傾向にあり、今後も減少傾向が続くように、ごみの発生や排出の抑制を行っていく必要があります。
- ・市民アンケートの結果より、ごみに関し今後取り組んでいきたい事項に、「ごみの分別をきちんとする。」が約6割を占め、ごみ分別強化対策が重要となっています。
- ・事業者アンケート(平成25年(2013年)2月実施)の結果より、ごみ減量の取り組みを行っていないと回答のあった事業者が約2割あり、ごみ減量の取り組み意識の関心を高めていく必要があります。



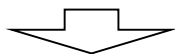
課題

- ・家庭系ごみ及び事業系ごみともに、ごみの発生や排出のさらなる抑制が必要です。

資源分別

問題点

- ・市で実施する資源回収量が減少傾向にある一方で、スーパー等の店頭や新聞店・書店等、事業者が実施する資源回収が増えています。
- ・市民アンケートの結果より、特に古布や古紙については、可燃ごみとして出しているという人が多くの割合でいます。



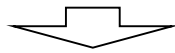
課題

- ・資源回収量を増やしていくためにも、さらなる資源分別回収の推進が必要です。また、事業者が実施する資源回収の実態把握が必要です。
- ・資源ごみを可燃ごみとして出している人を減らすため、市の収集だけでなく、店頭回収による処分方法も周知していく必要があります。

ごみ処理施設

問題点

- ・刈谷知立環境組合の粗大ごみ処理施設は、稼働後37年が経過し、老朽化が進んでおり、突然の故障や修理が懸念されます。
- ・ごみ焼却における廃プラスチックの量が増えている中で、CO2の削減やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律にも対応させる必要がありますが、アンケートからも40%以上が「現在の収集方法がいい」と回答しています。
- ・市の最終処分場だけでなく、市以外の(公財)愛知臨海環境整備センター衣浦港3号地廃棄物最終処分場にも多量の廃棄物の埋立処分を行っています。



課題

- ・粗大ごみ処理施設について、継続的な処理を行うために施設の延命又は整備を図っていくことが必要です。
- ・本市のみならず、最終処分場の新規整備は容易ではありません。そのため、既存の最終処分場の延命に向け、埋立処分する廃棄物の減量化・減容化を図っていく必要があります。
- ・今後プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく、プラスチックの収集及びリサイクルを実現できるように収集方法などを検討しながら取り組んでいく必要があります。

第 4 章 基本目標

本市のごみ処理における課題解決に向けた計画の基本目標は次のとおりとします。

第 1 節 基本目標

市民・事業者・行政の協働による『資源循環型都市「知立」の実現』

私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会の形成によって、豊かで便利な生活を実現してきました。しかし、その一方で、廃棄物の量の増加と質の多様化による処理施設の整備、周辺環境への影響等の問題が深刻化し、循環型社会の構築が急務となっています。

こうした状況の中、国においては、廃棄物の問題意識が実際の 3 R に結びつくような社会システムの構築や、取り分け 2 R（リデュース・リユース）の取り組みを一層進めることとし、第四次循環型社会形成推進計画を定め、「循環型社会」の実現を目指しています。

本市においても、今後も継続して廃棄物の処理施設の着実な整備を図りつつ、2 R（リデュース・リユース）の取り組みに積極的に取り組む必要があります。2 R の促進のためには、排出者である市民及び事業者の積極的な協力が必要不可欠です。そのため、循環資源を原材料として用いた製品の需要拡大を目指した普及啓発や、事業者による 2 R の取り組み実施を喚起する啓発施策を進めるなど、市民・事業者・行政の三者が一体となって『資源循環型都市「知立」の実現』を目指していきます。

第 2 節 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政の三者が 3 R の取り組みを進めるため、それぞれの役割を果たすことが必要です。また、取り組みの実施においては、三者が協働して取り組むことで、より高い水準を目指します。

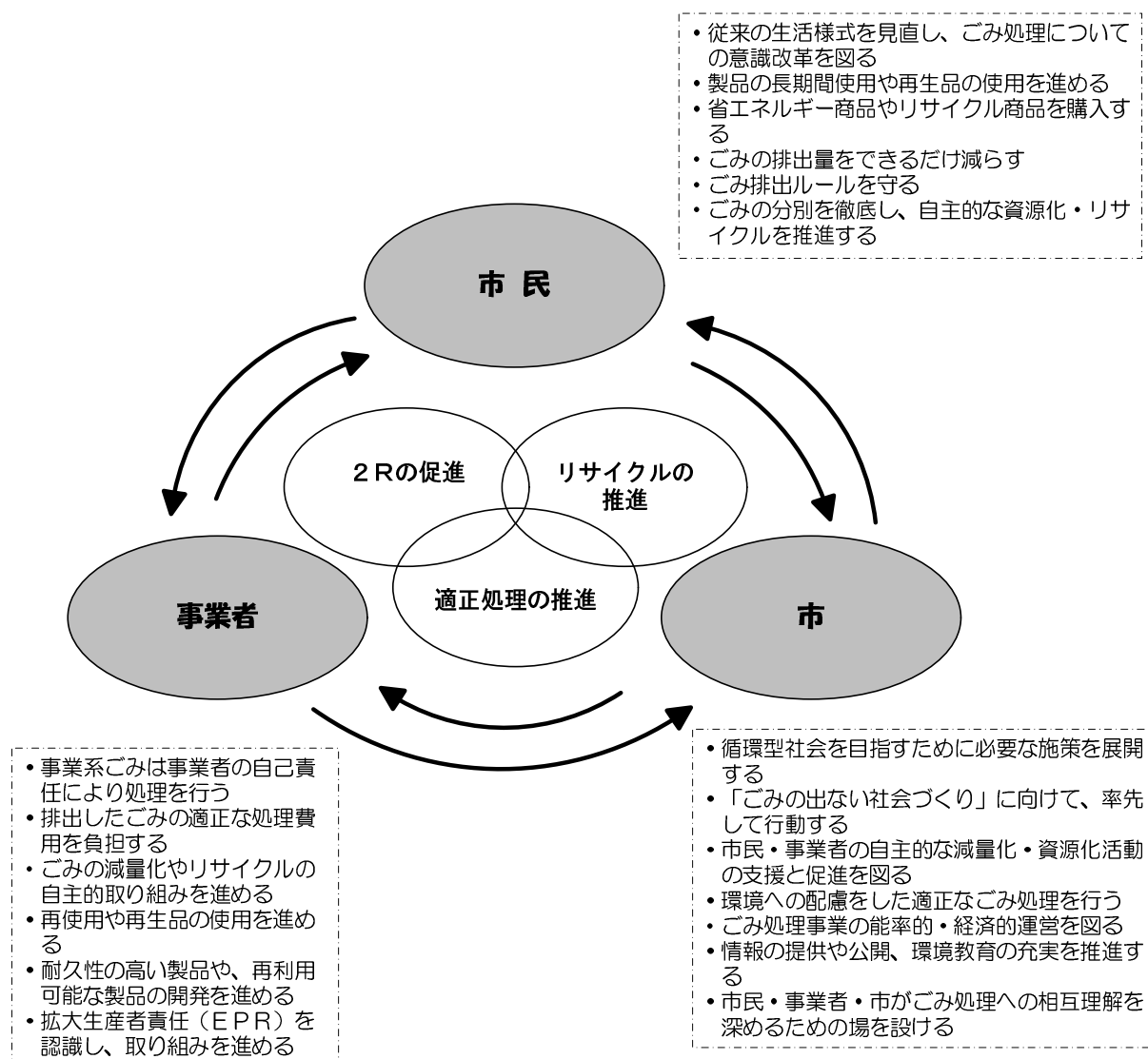


図 4-1 市民・事業者・行政の役割

第 5 章 基本目標の実現に向けた基本施策

前章の基本目標の下、ごみ処理の課題解決に向けた基本方針、具体的な数値目標及びそれを達成するためのごみ発生抑制・資源化等のための施策は次のとおりです。

第 1 節 基本方針

市民・事業者・行政の三者が協働し、ごみ減量と資源分別に取り組むという基本目標の実現に向けた基本的な方針として、「2Rの促進」、「リサイクルの推進」、「適正処理の推進」の3つを定めました。

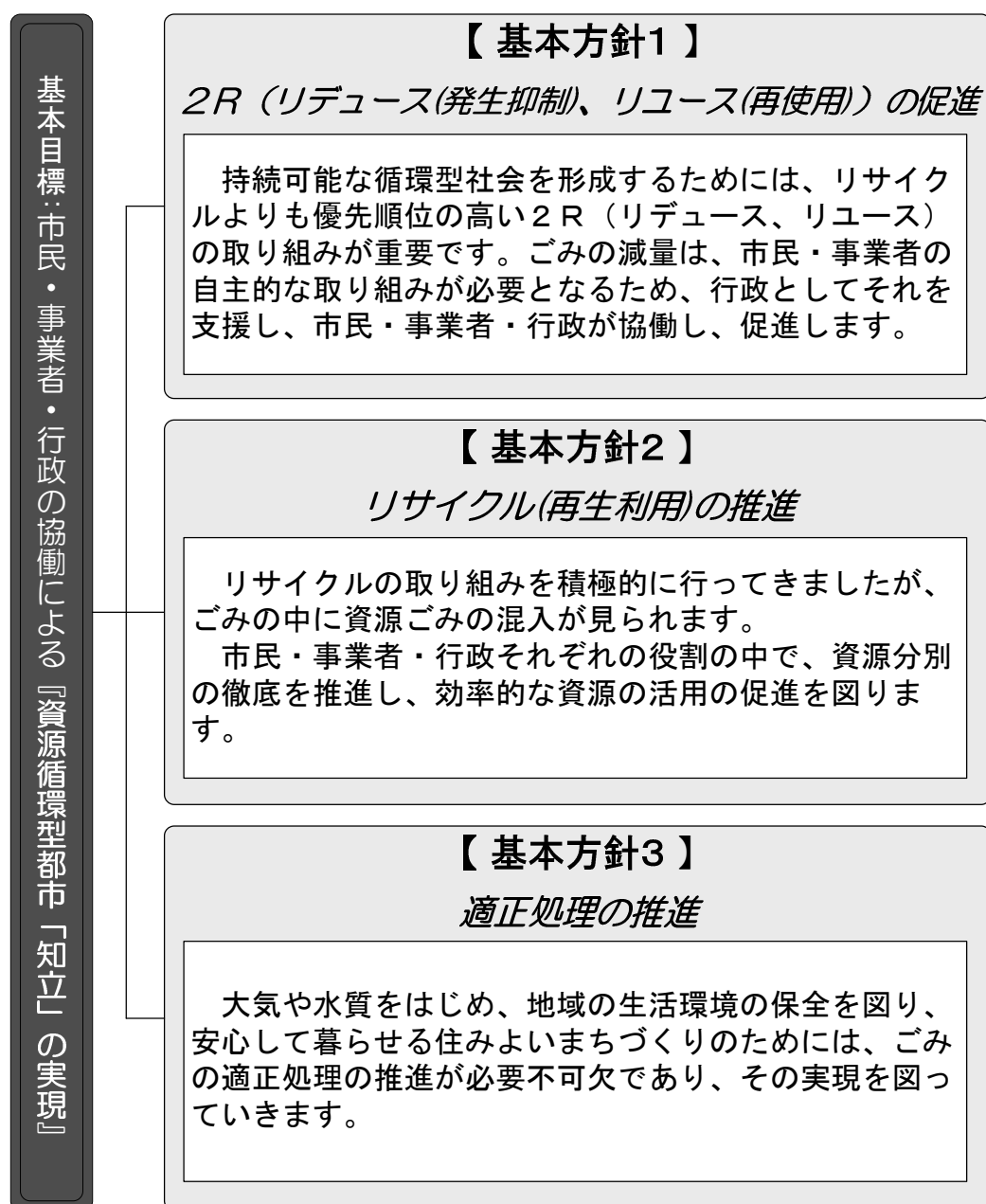


図 5-1 基本計画の体系図

第 2 節 数値目標

「第 3 章ごみ処理の現状と課題」の「第 4 節 ごみ処理の課題」「4-1 ごみ処理状況の中間評価」「(1) 基本計画の目標達成の状況」を踏まえて、「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」、「リサイクル率」、「埋立処分量」の数値目標を次のとおり再設定します。

2-1 家庭系ごみ

家庭系ごみは、既存基本計画の目標を達成しています。一方で全国の様子が減少傾向を示していることを考慮すると、今後も削減に向けた取り組みの推進が必要です。

これを踏まえて、数値目標として、次のとおり設定します。

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を、令和 8 年度(2026 年度)までに平成 27 年度(2015 年度)の実績に比べて、7.8%以上減量します。

引き続き削減に取り組むため、新しい数値目標の設定については、最新の実績である令和 3 年度(2021 年度)実績を基準として、さらに 2.5%の減量に取り組むこととします。

令和 3 年度(2021 年度)の実績 646g/人・日を 2.5%減量した 630g/人・日以下が目標の数量となり、平成 27 年度(2015 年度)実績(683g/人・日)と比べて 7.8%以上の減量とします。

2-2 事業系ごみ

事業系ごみは、既存基本計画の目標を達成しています。過去の推移を見ると増加傾向にありましたが、近年減少に転じており、今後も削減に向けた取り組みを進めることとします。

今回の数値目標は、次のとおり設定します。

1 日当たりの事業系ごみ排出量を、令和 8 年度(2026 年度)までに平成 27 年度(2015 年度)の実績に比べて、15.2%以上減量します。

新型コロナウイルスの先行きが見通せない中、今後の社会情勢の変化による経済活動の活性化に伴い、事業系ごみの増加が懸念されるところです。そのため、令和 8 年度(2026 年度)の数値目標は、令和 3 年度(2021 年度)の実績(15.39t/日)を維持することとし、平成 27 年度(2015 年度)実績 18.14t/日と比べて 15.2%以上の減量とします。

2-3 リサイクル率

リサイクル率は、既存基本計画の目標が達成できていませんが、市による新たな古紙・古布収集の取り組み等を推進していくことを踏まえて、数値目標を次のとおり設定します。

リサイクル率は、令和 8 年度(2026 年度)に 16.2%以上とします。

リサイクル率の数値目標については、現行の知立市環境基本計画では 20%、国の基本方針では 27%ですが、市の現状は令和 3 年度（2021 年度）実績 13.8%で、年々減少傾向にあります。

令和 8 年度（2026 年度）の数値目標を見直すにあたり、上位計画に準じた目標を継続させることは、現状との乖離が大きいため、新しい取り組みが見据える先の数値として、平成 27 年度のリサイクル率 16.2%以上とします。

2-4 埋立処分量

埋立処分量も既存基本計画の目標を達成できていません。

埋立処分量の減少に向けて、熔融スラグ相当分の減量は容易ではありませんが、焼却灰の元になる可燃ごみ自体の減量に向けた取り組みを実施します。これを踏まえて、数値目標を次のとおり設定します。

埋立処分量を、令和 8 年度(2026 年度)までに 2,617 t /年以下とします。

埋立処分量の数値目標については、既存基本計画では国の基本方針である 14%削減としていましたが、改定後も 14%削減が継続していて、増加した市の状況とは乖離が大きく、目標値として適さないと判断しました。一方で、令和 3 年度（2021 年度）に県が策定した愛知県廃棄物処理計画でも数値目標（4%削減）が示されていることから、市の数値目標を県の計画に基づく数値に改めることとしました。

令和 3 年度（2021 年度）実績 2,727 t /年を基準に、4%以上の削減とした 2,617 t /年以下を目標数値とします。

第 3 節 ごみ発生抑制・資源化等のための施策

前節の数値目標達成のために実施する行政の施策及び市民・事業者の取り組みを示します。

3-1 施策の体系

ごみの発生抑制、資源化に向けた取り組みの施策を定めます。

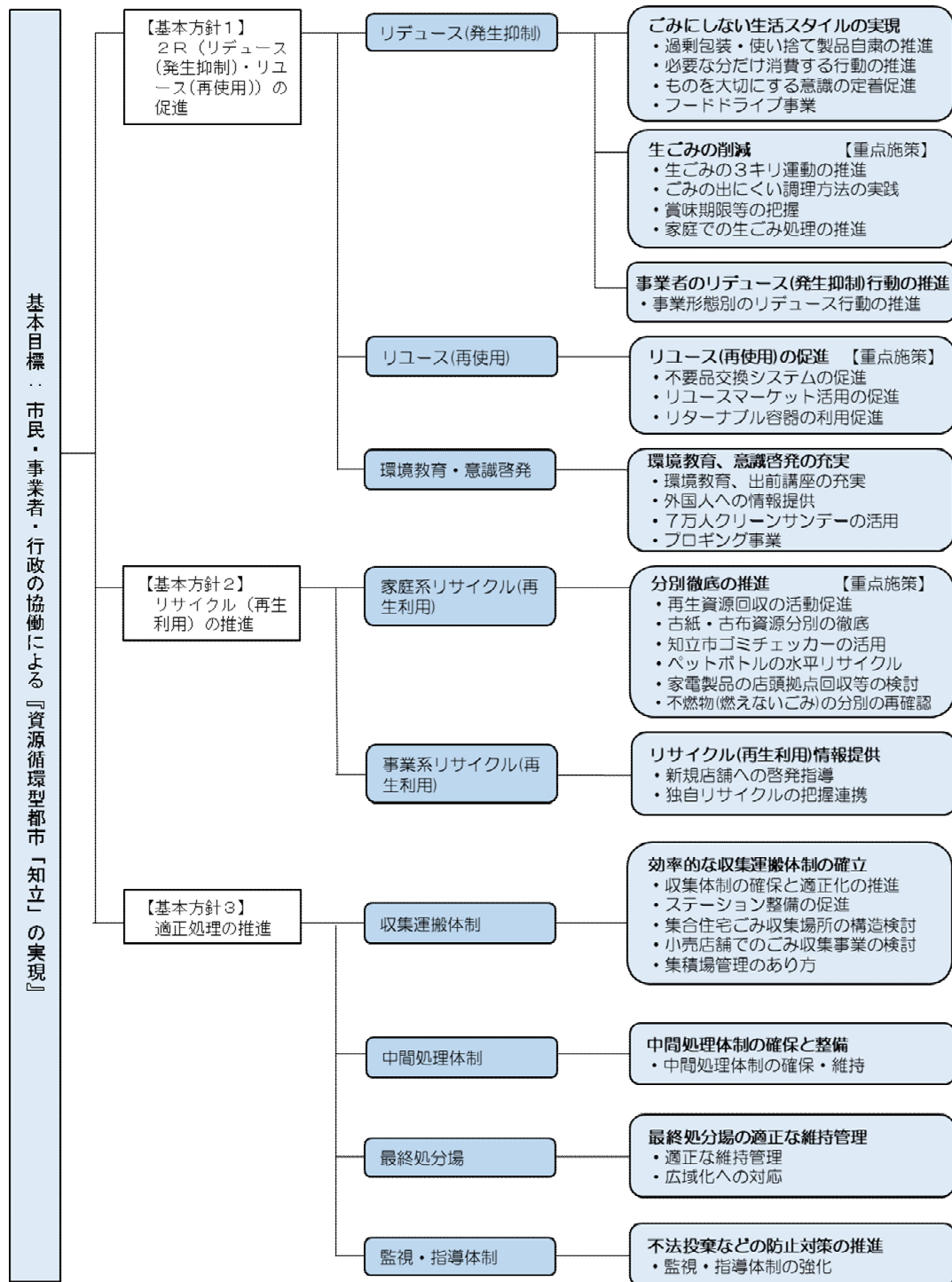


図 5-2 施策の体系図

※参考 SDG s について

SDG s とは、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことです。社会が抱える問題を解決し、世界全体で 2030 年を目指して明るい未来を創るための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。

本計画は、「市民・事業者・行政の協働による『資源循環型都市「知立」の実現』」を通じて、この目標への貢献を目指しています。

番号	ゴール
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する
	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う
	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する
	レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る

番号	ゴール
	各国内及び各国間の不平等を是正する
	包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する
	持続可能な生産消費形態を確保する
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

〔資料：国際連合広報センターホームページを基に作成〕



**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

知立市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

基本方針 1 2R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用))の促進

3R(リデュース、リユース、リサイクル)の中で、第四次循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理に関する国の基本方針等において、特に優先順位が高いとされる2R(リデュース、リユース)について、市民や事業者はその意義や具体的な取り組み方法等の情報を提供し促進します。

リデュース(発生抑制)

循環型社会を目指すためには、まずごみそのものの発生を減らし、ごみを作らない、出さないといったリデュースへの意識を高めることが重要となります。市民、事業者それぞれが行政による啓発の下、生産、流通、消費のあらゆる段階でごみの発生や排出を抑制することが求められます。

ごみにしない生活スタイルの実現

関連する
主なゴール



ごみにしない・ごみを増やさないためには、生産者、流通・販売業者、消費者すべてがごみの発生抑制や減量化・資源化に向けた工夫を実施し、環境に配慮した生活を心がけるなど、生活スタイルを見直すことが重要です。

マイバッグの持参によるレジ袋の削減などごみを減らす行動は定着しつつありますが、更なるごみ減量に向け、既存の取り組みを継続しつつ、広く全市民に様々なごみ減量行動を浸透させる必要があります。今後も市民、事業者、行政の協働の下、意識啓発に努め、ごみ自体を少なくする生活スタイルの実現を目指します。

具体的な取り組み例

過剰包装・使い捨て製品自粛の推進	マイバッグ持参や過剰包装の自粛、使い捨て商品よりも繰り返し使える商品を選ぶ等消費行動の意識改革に向け、行政と販売店等の事業者が協力して市民への情報発信に努め、市民の取り組みを推進します。
必要な分だけ消費する行動の推進	ものを買う際に本当に必要なものか考えて購入するなど、不要なものを家に持ち帰らず、ごみの発生を減らす行動について、具体的な行動例の紹介等により促進します。
ものを大切にする意識の定着促進	長寿命製品の利用を促進すると共に、「ごみを出さない工夫」や「もったいない意識」の定着に向け、市民が実施できる取り組みの紹介を、チラシや市のホームページを使って促進します。
フードドライブ事業の実施	食品ロスの削減及び、未利用食品を把握することにより食品ロス削減意識の向上を目指すため、今後も継続して実施していきます。

生ごみの削減 【重点施策】

関連する
主なゴール



可燃ごみの中で大きな重量を占める生ごみの削減は、ごみの排出抑制の中でも重要です。生ごみの水切り等を行っている家庭もありますが、全市的に見ると一部での取り組みに留まっており、水切りを含めた生ごみ削減の考え方をより一層浸透させることで、ごみの減量を推進します。

具体的な取り組み例

生ごみの3キリ運動の推進	生ごみ削減の取り組みとして、①買った食材を使いきる「使いきり」、②食べ残しをしない「食べきり」、③生ごみを出す前にもうひとしぼりする「水きり」する「3キリ」を推進し、ごみを資源として再び利用します。   不要になったペットボトルやCDを利用してひと絞り
ごみの出にくい調理方法の実践	使わずに捨ててしまう食材を活かした、生ごみの排出が少なくなるような調理方法などを紹介し、家庭での実践によるごみ減量を促進します。
賞味期限等の把握	冷蔵庫の中身を確認し、消費期限・賞味期限を把握することで、買いすぎや使い忘れによる未利用食品の廃棄などを減らす取り組みを推進します。
家庭での生ごみ処理の推進	家庭での生ごみ処理を推進するため、生ごみ処理機器の購入補助制度を継続するとともに、利用の促進に向けた情報提供、広報啓発を実施します。

事業者のリデュース(発生抑制)行動の推進

関連する
主なゴール



事業系ごみの発生や排出を抑制し、リサイクルを推進するため、適正な排出と、減量・資源化を推進するための啓発・指導を行います。

具体的な取り組み例

事業形態別のリデュース行動の推進	事業形態ごとに紙類や生ごみなど排出されるごみの種類が異なるため、事業者の自己責任により処理を行う等の指導を行うとともに、適正処理、資源化のルートを紹介するなど、情報提供に努め、排出抑制を進めます。
------------------	---

リユース(再使用)

リユースは、製品の使用期間の長期化や廃棄物の発生抑制に寄与するとともに、製品の製造時、廃棄時の資源消費・環境負荷を回避することにも繋がります。

リユース(再使用)の促進 【重点施策】

関連する
主なゴール



アンケート調査結果からも、リデュース(発生抑制)、リサイクル(再生利用)に比べ、粗大ごみを修理して使うなどのリユースが進んでいません。不要になったものを再度使用するリユースを促進し、ごみの減量に努めます。

具体的な取り組み例

不要品交換システムの促進

フリーマーケットや不要品の交換、リサイクルショップの活動などに関する情報の提供と活動団体への助言や支援を行い、広く市民が参加できる効果的な普及と活動を、広報紙、市ホームページの「リサイクル情報」等を活用し促進を図っていきます。



市のホームページ

リユースマーケット活用の促進

年に数回、不要品のリサイクルを促進するためのイベントとしてリユースマーケットを開催しています。リユースマーケットに関する情報提供を、広報紙、市ホームページを活用し促進を図っていきます。



リユースマーケットの風景

リターナブル容器※等の利用促進

※リターナブル容器：使い捨てではなく、洗浄等で繰り返し使えるビンなどの容器、イベント等で繰り返し使える食器など

容器包装リサイクル法による容器は、一部を除いてリサイクルされますが、リサイクルに伴う環境への影響を考慮すると、リターナブル容器等を活用し、リユースを推進することで、より環境に対する大きな貢献が期待されます。

容器包装廃棄物の減量と資源化を促進し、ごみの発生を一層抑えるために、事例紹介やイベント等での実践・体験を通じてリターナブル容器、詰替商品などの紹介を行い、購入を啓発します。

環境教育・意識啓発

ごみ減量を推進するためには、市民一人ひとりのごみ減量への取り組みが大切です。市民がごみへの関心を高めるための環境を整えると共に、積極的に市民への環境教育・意識啓発活動を行っていきます。

環境教育・意識啓発の充実

関連する
主なゴール



環境教育・意識啓発は、2 R (リデュース(発生抑制)・リユース(再使用))だけでなく、リサイクルにも関わる意識の向上となりますが、資源の分別、リサイクルの推進に関しては浸透してきており、特に2 Rを中心に環境教育・意識啓発の充実によりごみ減量を進めます。

具体的な取り組み例

環境教育、出前講座の充実

市内全小学校への出前講座、小学4年生を対象にした学校の授業での環境教育(「ごみのゆくえ」配布、施設見学等)を継続し、2 Rを取り込んだ内容の充実を図ります。また、未就園児を対象とした幼稚園、保育所などで親子が参加できる出前講座などの実施、自治会等とも協働して地域ごとの環境教育に取り組みます。さらに民間企業および学校との連携による環境教育にも取り組みます。



出前講座の風景

令和4年度(2022年度)まちづくり出前講座メニュー

■生活・環境をテーマにしたメニュー

生活排水	生活排水等の改善に関する説明
知立市のゴミ分別収集について	知立市におけるゴミの分別方法

外国人への情報提供

知立市のごみの分別や収集方法を理解し実践してもらうために作成している外国語の「ごみカレンダー」の言語の追加を適時行うほか、出前講座を通じて周知を図ります。日本語版の他、英語版、中国語版、ポルトガル語版、スペイン語版、ベトナム語版を作成しました。また平成31年(2018年)にごみ出しガイドブックを作成しています。

7万人クリーンサデーの活用

「7万人クリーンサデー」に親子で参加していただき、環境だけではなく、ごみ問題にも関心を持ち、その重要性を理解し、ごみに対する意識を高める教育・学習の機会を提供していきます。

プロギング事業

ジョギングと合わせてゴミ拾いを行うSDGsスポーツを行います。地域の清掃美化、環境問題に関する意識向上、フィットネスによる健康の促進を目的として実施します。

基本方針 2 リサイクル(再生利用)の推進

リサイクルを推進するためには、適正な分別を行うと共に、リサイクル可能なものとして排出された資源物を有効利用できるような受け皿づくりをはじめ、体系化されたシステムの確立を図ることが求められます。

そのため、分別徹底の継続と適正なリサイクルを推進します。

家庭系リサイクル(再生利用)

家庭系ごみのリサイクルを今まで以上に推進するには、市民と本市が連携し、それぞれの役割の中で積極的に取り組むことが重要です。そのため、効果的なリサイクルシステムやリサイクルルートの検討を行うと共に、市民による分別・リサイクル活動の自主的な取り組みの促進と支援を図ります。

分別徹底の推進 【重点施策】

関連する
主なゴール



可燃ごみ(燃えるごみ)や不燃物(燃えないごみ)に資源ごみが混入しているなど、適正に分別されていないごみが見受けられます。ごみが適正に分別されるよう普及啓発すると共に、市民がさらに地域とも連携し、自発的な分別・リサイクルの取り組みができるよう支援します。

具体的な取り組み例

再生資源回収の活動促進	市民の自主的な取り組みである再生資源回収に、より多くの市民に参加していただけるよう、支援制度の改善、充実を図っていきます。
古紙・古布資源分別の徹底	古紙・古布のより一層の分別徹底に向け、正しい分別方法等の情報提供、啓発等を行い、分別の徹底を図っていきます。取り組みへの強化を図るため、回収機会の増加について調査・研究を行っています。
知立市ゴミチェッカーの活用	ごみの分別や収集日等を手軽に検索できるスマートフォン、パソコン向けアプリ「知立市ゴミチェッカー」を公開しており、認知度、利用率の拡大に努め情報提供ツールとして活用します。
ペットボトルの水平リサイクル	ペットボトルを再びペットボトルに再利用する「ボトル to ボトル」*1 事業を実施します。
家電製品の店頭拠点回収等の検討	現在実施しているペットボトルの店頭拠点回収と同様に、小型家電の店頭拠点回収を検討します。また、パソコン等の宅配便回収を併せて推進していきます。
不燃物(燃えないごみ)の分別の再確認	収集された不燃物(燃えないごみ)の適正処理を図るため、不燃物処理場において、不燃物(燃えないごみ)の分別の再確認を行います。

*1) 使用済みペットボトルを原料化(リサイクル)し、卵パックなどの他製品ではなく新たなペットボトルに再利用すること。

事業系リサイクル(再生利用)

事業系ごみは、「廃棄物処理法」により、事業者自らの責任において処理しなければならないと定められています。事業者自らによる処理を推進するとともに、本市のごみ処理に排出されるものについては、排出ルールの徹底を推進します。

リサイクル(再生利用)情報提供

関連する
主なゴール



事業系ごみの資源化を推進するため、リサイクルに関する再生事業者等の情報提供を行い、指導啓発を推進します。

具体的な取り組み例

新規店舗への啓発指導	事業活動に伴って生じたごみは、事業者の自己処理責任の原則を指導し、リサイクルについて啓発・指導を強化するほか、自主的なごみの発生抑制や減量を推進します。 また、適切なごみ処理が行われるように、事業者に対してごみ減量化の指導を検討します。
独自リサイクルの把握連携	店頭拠点回収を実施している店舗等について、回収資源の種類や回収量などの情報を把握するよう推進します。

基本方針 3 適正処理の推進

ごみの処理には、種類や性状、量などに応じ、生活環境に配慮した適正な処理が求められています。

そのため、生活環境の保全を図りながら処理システムを確立すると共に、効率的で効果的なごみの適正処理に向け、取り組みを推進します。

収集運搬体制

環境保全にも配慮しながら、適切で効率的な収集運搬体制を確保・整備に努めます。

効率的な収集運搬体制の確立

関連する
主なゴール



環境に配慮した収集運搬に努めるとともに、社会情勢やごみ処理施策に大幅な変化があった場合や、適正な処理を確保するため新たな収集運搬体制の構築を必要とする場合は、処理方法に合わせて収集方式の見直しを行います。

具体的な取り組み例

収集体制の確保と適正化の促進	分別収集形態の多様化、細分化に対応した収集体制の確保や、収集運搬による環境影響の低減、収集運搬の効率化など、適正な収集運搬の実施に向け、収集を委託する民間業者と協議調整に努めます。
ステーション整備の促進	本市は不燃物や資源ごみを、コンテナボックス、かごによるステーション方式で収集を行っています。今後収集する量の増加に伴う対応、または資源ごみの細分化など、分類方法の変更、収集形態の変更、中間処理方式の変更が発生した場合には、その都度見直しを図っていきます。
集合住宅ごみ収集場所の構造検討	集合住宅ごみ収集場所の構造については、本市にて設置基準を定めていますが、不法投棄の防止、鳥獣などのごみ散乱防止などをより図れるよう、設置構造などを随時見直し、より充実を図るよう努めます。
小売店舗でのごみ収集事業の検討	市内の小売店舗の協力を得て、店舗敷地内でのごみ収集ボックスの設置、収集を行うことにより、資源ごみがより効率的に収集される体制作りを検討していきます。
集積場管理のあり方	ごみ集積場の管理について、市直営体制で行います。今後も必要な箇所に適宜集積所を設置していきます。

中間処理体制

ごみを処理するに当たり、できる限り中間処理を行い、減量やリサイクルを推進することが、循環型社会形成を目指すうえでも大変重要です。

中間処理は、環境に配慮しながら、適切な維持管理に努めます。

中間処理体制の確保と整備

関連する
主なゴール



今後ごみの種類や性状、量に応じ適切に処理できる中間処理が維持されるよう、刈谷知立環境組合（以下、「組合」と示す。）及び近隣市とも調整しながら処理体制を確保します。

具体的な取り組み例

中間処理体制の確保・維持

ごみの種類や性状、量に応じ、広域的な視野に立ち、減量・資源化が必要なごみの中間処理については、組合及び近隣市と協議・調整を行い、適正な処理が推進されるよう対応を図ります。

最終処分場

不燃物や中間処理後残渣の処分に必要な最終処分場を確保するため、最終処分場の整備と環境に配慮した適正な維持管理の充実に努めます。

最終処分場の適正な維持管理

関連する
主なゴール



最終処分場の新規整備は、広大な用地を必要とすることからも、今後さらに困難になると想定されます。現有施設の長期利用を図るため、埋立対象物の減量・減容化に努め、適正な処分を推進していきます。

具体的な取り組み例

適正な維持管理

現在、衣浦港3号地廃棄物最終処分場^{*1}で埋立処分を行っていますが、処理可能年数の制約があり、長期的な処分場確保の視点から、減量化に努めます。
第2不燃物処理場^{*2}については、今後も最終処分量の減量に努め延命化を図ります。

広域化への対応

次期最終処分場整備について、近隣市と協議・調整を図っていきます。

*1) 衣浦港3号地廃棄物最終処分場：組合からの焼却残渣等（焼却灰、飛灰等）を埋立処分している施設です。

*2) 第2不燃物処理場：市の最終処分場であり、不燃ごみを埋立処分している施設です。

監視・指導体制

不法投棄や資源物の持ち去り等、不適正な行為が見られます。不法投棄は良好な地域環境を損なう原因となり、また、持ち去りは市民から引き取られた資源の適正処理の観点から防止対策が必要です。

不法投棄や持ち去り等、不適正な行為を未然に防止するため、十分に監視し、適切な指導を行います。

不法投棄などの防止対策の推進

関連する
主なゴール



ごみの不法投棄や資源物の持ち去り等を未然に防止し、適切にごみ処理を推進するため、監視カメラの設置等、監視や指導の充実を図ります。

具体的な取り組み例

監視・指導体制の強化

不法投棄は重大な犯罪であることを大きくPRするとともに、資源物の持ち去りについても防止するため、監視パトロールの実施、監視カメラ等の設置、看板の設置及び不法投棄監視ボランティア等による協力など監視を継続し、地域住民、事業者とも協力しながら投棄されにくい環境づくりを進めます。



不法投棄



不法投棄監視カメラ

第 6 章 将来のごみ処理体制

将来のごみ処理方法、その他ごみの処理に関し必要な事項、進行管理計画について示します。

第 1 節 ごみ処理方法

1-1 分別区分

ごみの分別区分は、以下に示すとおり基本的に現状どおりとします。

なお、令和 4 年(2022 年) 4 月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づいた分別についての見直し協議を進めていきます。

表 6-1 ごみの分別区分

分別区分		
可燃ごみ(燃えるごみ)		
不燃物 (燃えないごみ)	プラスチック製品	
	金属類	
	コード類	
	針金類	
	スプレー缶	
	ガラス類	
	陶磁器類	
	家電	
	埋立ごみ	
有害ごみ		
資源ごみ	飲料用ガラス びん	白
		黒
		茶
		青緑等
	アルミ缶	
	スチール缶	
	ペットボトル	
プラスチック製容器包装ごみ		
古紙類	新聞紙・チラシ	
	雑紙	
	紙パック	
	ダンボール	
	古布	
粗大ごみ		

1-2 収集運搬計画

①家庭系ごみの収集方式

家庭系ごみの収集方式は現状と同様にします。

なお、減量施策の進捗とごみ排出量の状況を見据えつつ、必要に応じて収集頻度等の見直しを行います。

②事業系ごみの収集方式

事業系ごみは、現状と同じ、許可業者と直接搬入により行います。

1-3 中間処理計画

中間処理は、刈谷知立環境組合で運営管理が行われており、今後ごみの種類や性状、量に応じ中間処理が適切に行われるよう、関係市と調整していきます。

また、広域処理について、必要に応じて近隣市と協働・調整し、対応していきます。

1-4 最終処分計画

市の第2不燃物処理場については、今後も埋立処分量の減量に努め、延命化を図ります。

中間処理後の焼却灰等については、公共の(公財)愛知県臨海環境整備センター衣浦港3号地廃棄物最終処分場等で埋立処分を行っていますが、処理可能年数の制限があり、長期間利用ができるよう、埋立処分量の削減に努めます。

1-5 将来のごみ処理の流れ

令和8年度(2026年度)のごみ処理の流れは、以下に示すとおりです。行政による施策の実施、市民・事業者の取り組みの効果により、ごみ排出量は7.8%減少する見込みです。

リサイクル率は16.2%(令和3年度(2021年度)時13.8%)の見込みです。

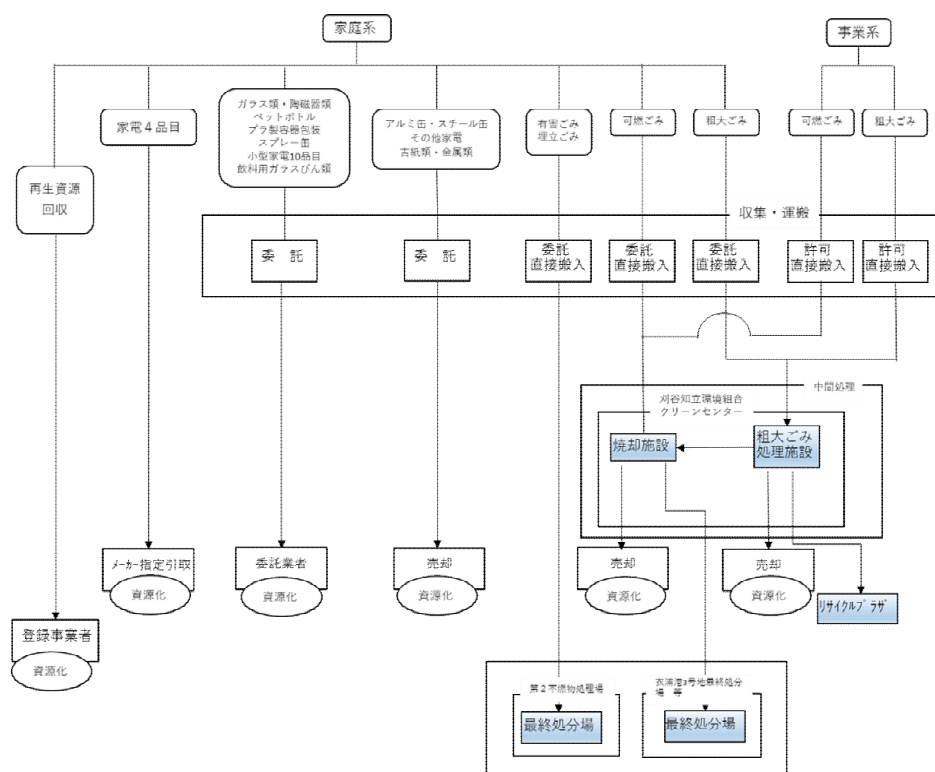


図 6-1 将来のごみの流れ (令和8年度(2026年度))

第 2 節 その他ごみの処理に関し必要な事項

2-1 市で処理しない廃棄物に対する対処方針

人体や環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある廃棄物や、車のバッテリー、タイヤなど適正な処理が困難な廃棄物については、収集、処理を行わないものとします。ただし、その適正な処理先、処理方法については市民に十分な周知徹底を行い、適正処理を推進します。

2-2 災害廃棄物対策

大規模地震や風水害等の自然災害が発生した際には、一時的に大量の廃棄物が発生するため、知立市地域防災計画に基づき、がれき等の災害廃棄物を処理し、生活環境の汚染防止に努めます。

また、大規模災害時にも迅速かつ計画的に大量の災害廃棄物を処理するための災害廃棄物処理計画を策定するとともに、周辺の市町村の協力体制はもとより、県内外の市町村を含む広域的な連携や民間業者との協力体制を構築していきます。

第 3 節 進管理計画

3-1 進管理

本計画を効果的・効率的に推進していくために、計画の目的や目標を市民・事業者・行政の三者が共有し、それぞれが自らの役割と責任をしっかりと意識した上で取り組むことにより、目標の達成を目指します。

また、それぞれの目標や具体的施策の進捗状況を定期的に把握し、それらの点検を通じて、目標の達成に向け、進管理をしっかりと行います。

3-2 推進体制

本計画に掲げた目標の達成に向けて、市民・事業者・行政が協働して取り組むことが必要であり、本市では、廃棄物の適正処理を推進するとともに、市民や事業者の理解・協力を求めながら発生抑制や再生利用など 3 R 行動の実践を促進する市民運動を盛り上げていきます。

【生活排水処理基本計画編】

第 7 章 生活排水処理の現状と課題

本計画の基礎データとなる生活排水の処理形態別人口や排出量等の現状について整理し、その中から生活排水処理の課題を整理します。

第 1 節 生活排水処理の現状

生活排水の処理体系、処理主体、処理形態別人口及び処理体制を示します。

1-1 処理体系

本市で発生するし尿は、下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽で処理しています。また、汲取便槽の利用もあります。

生活雑排水は、下水道、合併処理浄化槽で処理しています。ただし、一部の生活雑排水は未処理のまま河川等の公共用水域に放流されています。

汲取便槽からのし尿及び合併処理浄化槽・単独処理浄化槽からの汚泥はし尿処理施設で処理しています。

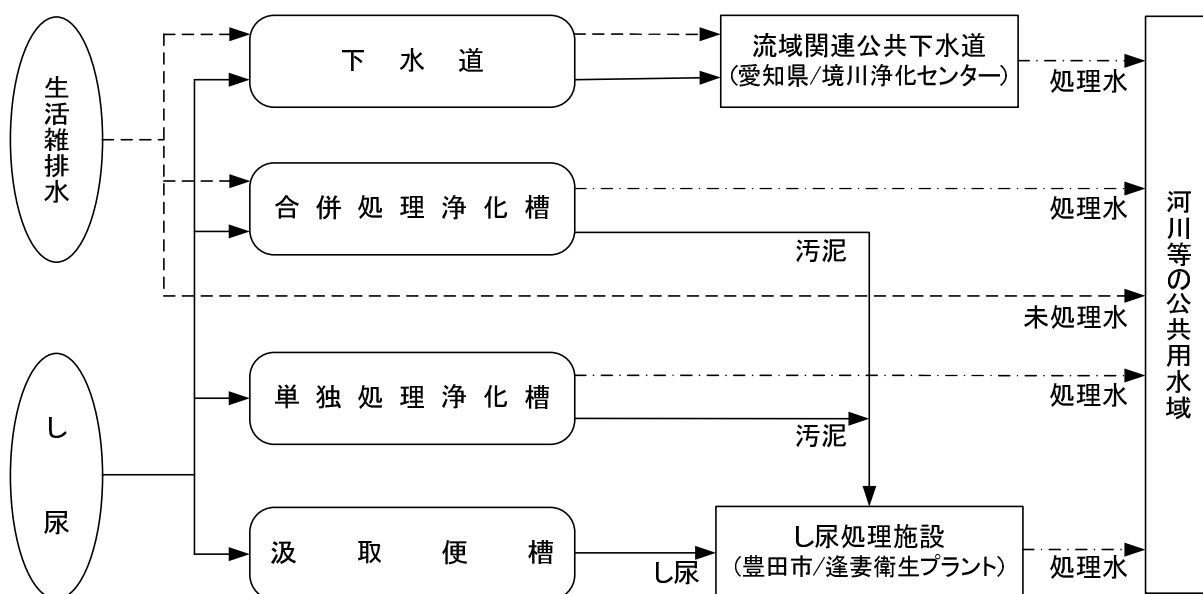


図 7-1 生活排水処理フロー

1-2 処理主体

流域関連公共下水道の処理主体は愛知県となっています。合併処理浄化槽・単独処理浄化槽の処理主体は個人等となっています。し尿等の処理主体は知立市になりますが、その施設を管理する豊田市へ処理を委託しています。

表 7-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象	処理主体
流域関連公共下水道	し尿及び生活雑排水	愛知県
合併処理浄化槽		個人等
単独処理浄化槽	し尿	
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	知立市(豊田市へ処理委託)

1-3 処理形態別人口

本市の生活排水処理人口*は、下水道の整備・接続や合併処理浄化槽の普及により年々増加しています。これに伴い、生活排水未処理人口は減少しています。

令和3年度(2021年度)の生活排水未処理人口は11,927人であり、生活排水処理率は83.4%となっています。

表 7-2 処理形態別人口の推移

		人口(単位:人)										
		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
1	計画処理区域内人口	70,451	70,462	70,365	70,401	70,987	71,383	71,771	72,460	72,392	72,277	72,011
	(1) 水洗化・生活雑排水処理人口	47,834	49,798	50,853	52,471	54,365	55,229	56,984	58,913	59,142	59,857	60,084
	合併処理浄化槽人口	15,817	16,006	16,400	16,503	16,624	16,842	16,851	16,855	16,857	16,864	16,868
	下水道人口	32,017	33,792	34,453	35,968	37,741	38,387	40,133	42,058	42,285	42,993	43,216
	(2) 非水洗化・生活雑排水未処理人口	22,617	20,664	19,512	17,930	16,622	16,154	14,787	13,547	13,250	12,420	11,927
	単独処理浄化槽	20,336	18,501	17,426	15,953	14,744	14,393	13,069	11,924	11,668	10,887	10,469
	し尿収集人口	2,281	2,163	2,086	1,977	1,878	1,761	1,718	1,623	1,582	1,533	1,458
生活排水処理率		67.9%	70.7%	72.3%	74.5%	76.6%	77.4%	79.4%	81.3%	81.7%	82.8%	83.4%

※生活排水処理率(%) = 生活排水処理人口 ÷ 行政区域内人口 × 100

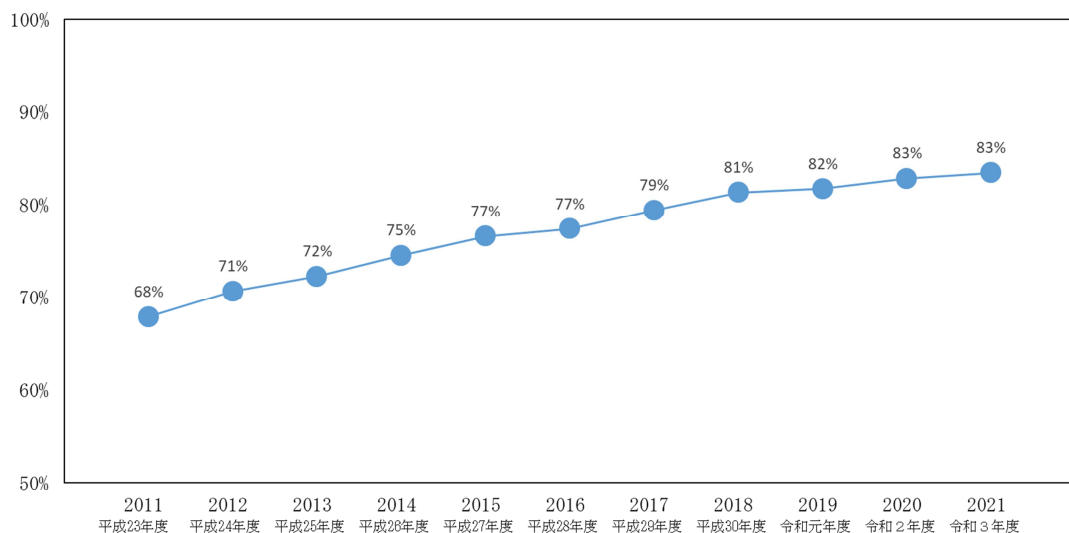


図 7-2 生活排水処理率の推移

*生活排水処理人口：生活排水を適正に処理している人口であり、合併処理浄化槽、下水道、コミュニティプラント、集落排水等で処理している人口をいう。
生活排水未処理人口：生活雑排水が未処理となっている人口で単独処理浄化槽、汲み取り、自家処理している人口をいう。

1-4 処理体制

(1) 下水道

知立市の下水道は、愛知県の境川流域下水道に接続する流域関連公共下水道として整備しています。境川流域下水道の処理区域は、刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町及び東浦町の7市2町となっており、その下水処理は、境川浄化センターで行われています。

表 7-3 境川浄化センターの概要

施設名称	境川浄化センター
所在地	刈谷市衣崎町2丁目20番地
敷地面積	約32.3ha
計画処理水量	(全体計画：R7(2025)) 365,200m ³ /日、(事業計画：R5(2023)) 251,800m ³ /日
供用開始	平成元年(1989年)4月
処理方式	(全体計画) 凝集剤添加硝化脱窒法＋急速砂ろ過 (事業計画) 凝集剤添加活性汚泥法及び凝集剤添加硝化脱窒法

資料：「知立市下水道ビジョン〈2020年度～2029年度〉」(知立市上下水道部)

本市の下水道事業の整備人口^{*1}に対する水洗化人口^{*2}の割合(水洗化率)は令和3年度(2021年度)で86.3%となっています。

表 7-4 下水道の整備状況

(単位：人)

年 度	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
行政区域内人口	70,451	70,462	70,365	70,401	70,987	71,383	71,771	72,460	72,392	72,277	72,011
整備人口	39,879	40,377	41,518	42,686	43,749	44,569	47,131	48,225	48,953	49,472	50,090
普及率	56.6%	57.3%	59.0%	60.6%	61.6%	62.4%	65.7%	66.6%	67.6%	68.4%	69.6%
水洗化人口	32,017	33,792	34,453	35,968	37,741	38,387	40,133	42,058	42,285	42,993	43,216
水洗化率	80.3%	83.7%	83.0%	84.3%	86.3%	86.1%	85.2%	87.2%	86.4%	86.9%	86.3%

(資料：下水道課)

※普及率：整備人口÷行政区域内人口×100、水洗化率：水洗化人口÷整備人口×100

(2) 合併処理浄化槽

本市では、公共下水道認可区域外において、合併処理浄化槽設置に対する補助制度を設け、その普及に努めています。

令和3年度(2021年度)までの合併処理浄化槽の累計設置基数は4,262基であり、その処理人口は16,868人となっています。

*1) 整備人口：下水道が整備された区域の人口

*2) 水洗化人口：実際に下水道を使用している人口

(3) し尿処理施設

し尿処理業務は、豊田市と逢妻衛生処理組合を設立し共同で行って来ました。しかしながら、事業の合理化や経費の削減を図るため平成 26 年度（2014 年度）に逢妻衛生処理組合を解散し、平成 27 年度（2015 年度）から豊田市の逢妻衛生プラントに処理を委託しています。

表 7-5 逢妻衛生プラントの概要

施設名称	逢妻衛生プラント
所在地	豊田市前林町前越 1
敷地面積	62,931m ² （うち緩衝緑地 29,497m ² ）
処理能力	350k1/日（し尿及び浄化槽汚泥 150 k1/日、浄化槽汚泥 200k1/日）
供用開始	浄化槽汚泥専用処理施設：昭和 58 年（1983 年）3 月 標準脱窒素処理施設：平成 7 年（1995 年）2 月
処理方式	浄化槽汚泥専用処理方式・標準脱窒素処理方式＋高度処理方式（加圧浮上設備＋オゾン処理設備＋砂ろ過設備＋活性炭吸着処理設備）

資料：豊田市

し尿の搬入量は、下水道の整備・接続、合併処理浄化槽の普及に伴い減少しています。また、浄化槽汚泥の搬入量についても、平成 24 年度（2012 年度）以降は減少傾向です。

表 7-6 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績の推移

（単位：k1/年）

年 度	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
し 尿	1,301.70	1,165.99	1,043.18	1,004.91	957.71	886.35	898.14	802.06	764.93	743.34	681.05
浄化槽汚泥	19,650.64	19,774.33	19,664.20	19,222.28	18,488.77	18,121.29	18,360.54	18,323.74	17,292.54	17,810.83	16,914.87
合 計	20,952.34	20,940.32	20,707.38	20,227.19	19,446.48	19,007.64	19,258.68	19,125.80	18,057.47	18,554.17	17,595.92

(k1/年)

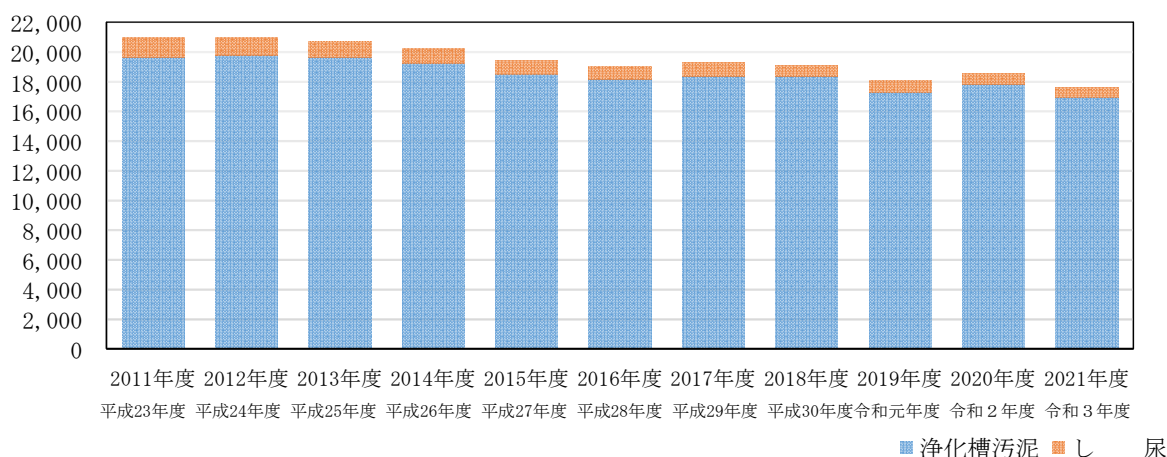


図 7-3 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績の推移

第 2 節 生活排水処理の課題

生活排水処理に関する課題を次に示します。

2-1 下水道の整備の推進及び接続率の向上

下水道の未整備区域の整備を進めるとともに、整備区域内の未接続世帯に対して速やかな接続を指導する必要があります。

2-2 合併処理浄化槽への転換

公共下水道認可区域外において、生活雑排水の処理を進めるため単独処理浄化槽や汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

第 8 章 目指すべき将来の姿

第 1 節 基本方針

生活排水処理の課題を解決するための基本的な方針を定めます。

【基本方針】生活排水処理率の向上

下水道の整備の推進及び接続率の向上とともに、公共下水道認可区域外での単独処理浄化槽や汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、平成 27 年度(2015 年度)時点で 76.6%となっている本市の生活排水処理率の向上を目指します。

第 2 節 処理主体

将来の生活排水の処理施設別の処理主体は、現状の形態を維持していくものとします。

表 8-1 生活排水の処理主体【再掲】

処理施設の種類	対象	処理主体
流域関連公共下水道	し尿及び生活雑排水	愛知県
合併処理浄化槽		個人等
単独処理浄化槽	し尿	
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	知立市(豊田市へ処理委託)

第 3 節 生活排水処理の目標

生活排水処理を進めるための目標について示します。

3-1 生活排水処理率の目標

生活排水処理の課題である下水道の整備の推進及び接続率の向上、公共下水道認可区域外での単独処理浄化槽や汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、生活排水処理率の目標を次のように設定します。

生活排水処理率を令和 8 年度(2026 年度)で 90%以上にします。

表 8-2 生活排水処理率の目標

年 度	平成 27 年度 (2015 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
生活排水処理率	76.6%	83.4%	90%

【人口の内訳】

行政区域内人口：

70,987 人（平成 27 年度(2015 年度)）→ 74,692 人（令和 8 年度(2026 年度)）

生活排水処理人口：

54,365 人（平成 27 年度(2015 年度)）→ 66,841 人（令和 8 年度(2026 年度)）

3-2 将来の処理形態別人口の推計

今後、公共下水道認可区域では、下水道の整備の推進及び接続率の向上に取り組み、公共下水道認可区域外では合併処理浄化槽の設置を促進することにより、生活排水処理人口の増加を図っていきます。

それに伴う令和8年度(2026年度)の生活排水処理率は90%が見込まれます。

表 8-3 将来の処理形態別人口の内訳

	平成27年度 (2015年度)	令和3年度 (2021年度)	令和8年度 (2026年度)	算出式
1 計画処理区域内人口	70,987	72,011	74,692	知立市人口ビジョン
(1) 水洗化・生活雑排水処理人口	54,365	60,084	66,841	
合併処理浄化槽人口	16,624	16,868	17,711	
下水道人口	37,741	43,216	49,130	
(2) 非水洗化・生活雑排水未処理人口	16,622	11,927	7,851	
単独処理浄化槽	14,744	10,469	6,588	
し尿収集人口	1,878	1,458	1,263	
生活排水処理率	76.6%	83.4%	90%	

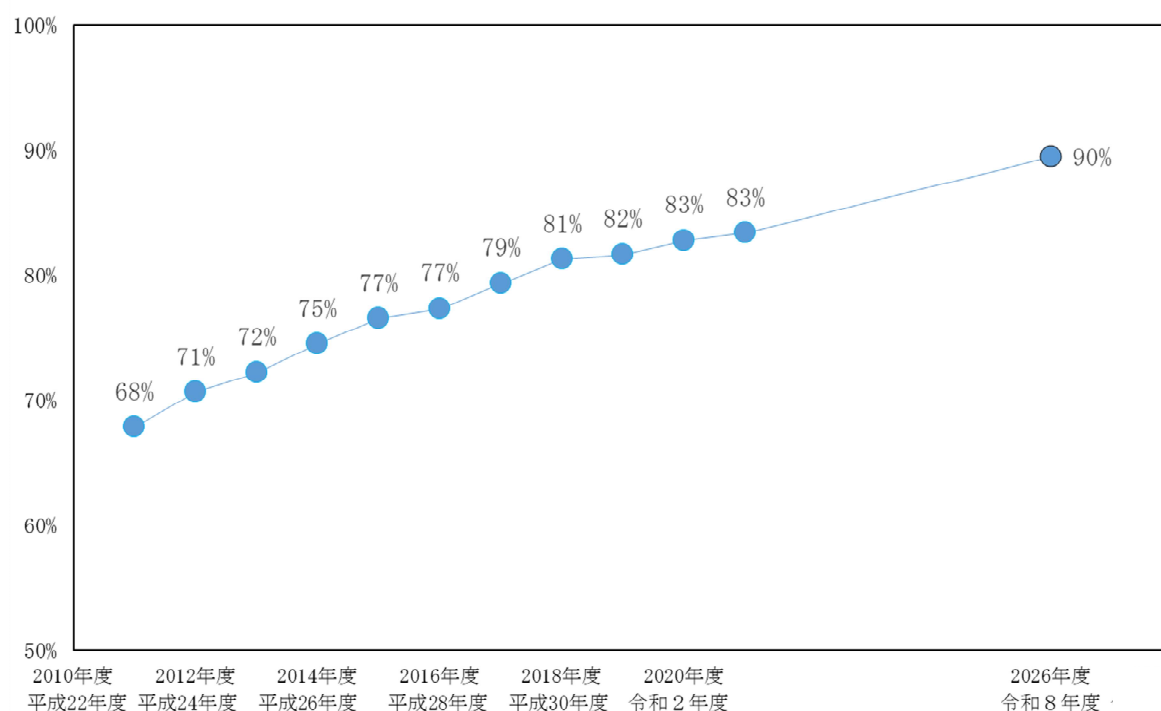


図 8-1 将来の生活排水処理率の推移

3-3 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の状況

し尿及び浄化槽汚泥の搬入量は、下水道の整備、接続率の向上に伴い、減少する見込みです。

表 8-4 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の見込み

(単位：kl/年)

年 度	平成27年度 (2015年度)	令和 3 年度 (2021年度)	令和 8 年度 (2026年度)
し 尿	957.71	681.05	574.85
浄化槽汚泥	18,488.77	16,914.87	15,539.75
合 計	19,446.48	17,595.92	16,114.60

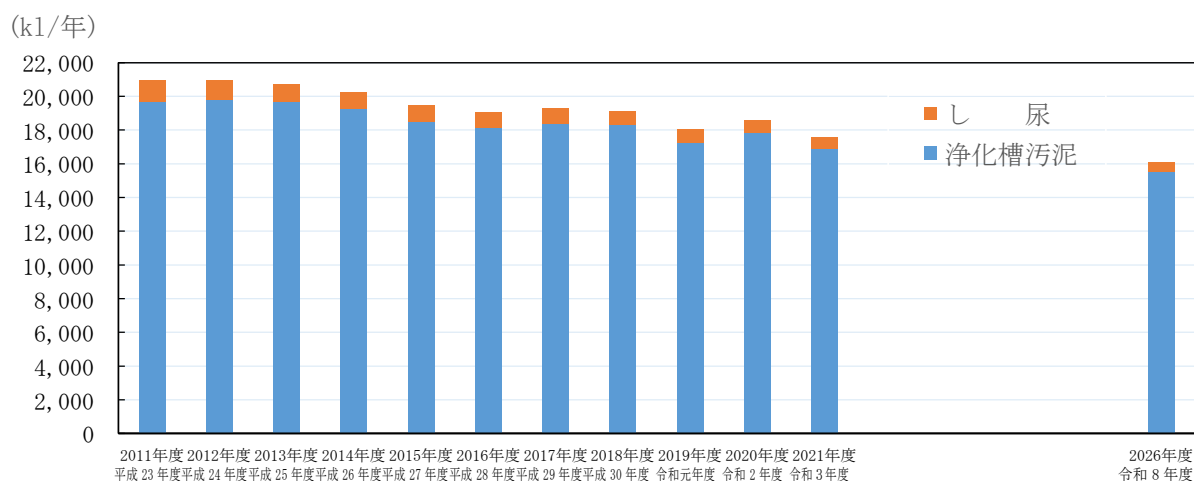


図 8-2 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の見込み

第 4 節 生活排水処理の取り組み

生活排水処理の課題を解決するための取り組みについて示します。

4-1 下水道の整備及び水洗化率の向上

関連する
主なゴール



下水道については、今後も計画的な整備を進めます。また、整備区域内の未接続の世帯に対して、速やかな接続の指導を行うとともに、令和4年度（2022年度）から公共下水道接続補助事業補助金制度を開始し、一層の接続を促進します。

4-2 合併処理浄化槽への転換

関連する
主なゴール



公共下水道認可区域外においては、生活雑排水の処理を推進するため、合併処理浄化槽設置補助制度を活用するなど、単独処理浄化槽や汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

4-3 浄化槽の適正な維持管理

関連する
主なゴール



浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理しているため、適正な維持管理を行わなければ機能が低下し、水質汚濁の原因となります。

このため、浄化槽管理者による適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の実施を周知していきます。

4-4 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

関連する
主なゴール



し尿及び浄化槽汚泥の処理委託先である豊田市と共に適正処理を推進します。

4-5 市民への広報・啓発活動

関連する
主なゴール



家庭から発生している炊事、洗濯、入浴等の生活排水は、河川や海などの水質汚濁の主要な原因の1つとなっています。このため、下水道や合併処理浄化槽の普及などによるハード面の生活排水対策とともに、汚濁発生源の家庭でもできるソフト面の生活排水対策（水切り袋や油固化剤などによるごみや油（廃食用油）を外に流さない取り組み、水を大切に使う取り組みなど）が重要となります。

本市では、引き続き広報紙やパンフレット、市ホームページ等を使った生活排水に関する情報や取り組みについて市民に周知・啓発を行うことで、生活排水対策のさらなる普及・定着を図っていきます。

